

目 次

小平市に理想のまちを見つけたい	1
ワークショップ「小平市まちづくり会議」からの提言	3
小平市の概要	5
4つのグループ提言	
A ひとグループ	13
B 暮らしグループ	24
C まちグループ	35
D 自然グループ	81
ワークショップ「小平市まちづくり会議」関連資料	
1 経緯とスケジュール	92
2 参考関連資料	94
3 まちづくりワークショップメンバー表	97
ワークショップ 36 人からの一言	98

C まちグループ

目次

「理想のまちの姿」

～小平市の未来の姿 実現に向けて～	36
テーマ1：夢と希望のあるワクワクするまち・こだいら市	37
テーマ2：都市計画	39
テーマ3：景観・街並み.....	49
テーマ4：交通.....	58
テーマ5：コミュニティバス.....	62
テーマ6：グリーンロード(狭山・境緑道)の魅力アップと活性化	67
テーマ7：IT活用	74

「理想のまちの姿」 ～小平市の未来の姿 実現に向けて～

小平市の未来の姿を描くにあたり、現実を踏まえ将来への理想を託して、次のように提案をまとめました。

1. 長期的なビジョン・・・・・・・・基本視点について

(1) 多摩の自然を生かしたまち

小平市には、武蔵野の面影を残す豊かな自然があります。これらは都心にはない重要な自然資源です。

水・緑・花などとの共生を実現し、玉川上水・公園・屋敷林・街路樹・遊歩道・農地など、これらを破壊することなく、ますます愛しみガーデンシティを実現したいと考えます。

ガーデンシティは、後に掲げる施策を実現することによって、「誰でもが、自分らしく地域で暮らし働ける、福祉のまち」の姿になります。

(2) 少子高齢化に対応できるまち

予想を超えて早い将来に必ず到来する少子高齢化時代に即応したまちを実現することは、これからのまちづくりに欠かせない条件であります。

これからの社会は、地方自治の重要性が増すと共に、地域住民による相互扶助の精神が欠かせません。

今日、教育改革が叫ばれていますが、自然を愛で、相互扶助の精神が育まれれば、青少年の非行も地域の人たちと共に防げ、昨今発生している思いもかけない凶悪な事件は必ずや無くなるものと考えます。

ここでは精神的な豊かさと人間関係が大切にされるコミュニティ社会が実現します。したがって高齢者も元気に活動し、住みよいまちをエンジョイします。

(3) SOHOテクノ構想を実現するまち

ITの活用は、市民と行政とのつながりの根幹を成しつつあります。情報交換の有力な手段であって、施策の提言・意見募集・人材の確保・産官学のネットワーク化などを考えると、IT施設の充実は欠かせません。

IT装備のSOHO施設の設置と、リーダーとなるべき人材の確保が望まれると共に、一方で身体障害者や高齢化社会に見合ったIT活用の方法も検討されます。

在来の商店と高齢者の連携が深くなれば、まちの活性化につながります。

テクノ構想が図られます。

(4) 小平市の産学と連携し、生産農家との共存共栄を図るまち

小平市には、それぞれに特色のある大学が数多く存在しています。学園都市としての要素は十分持ち合わせていますので、産業界とも連携して地域の特色を生かしたまちを実現します。

「芸術性の匂うまち」もその一つの特色です。

更には生産緑地を大切に保存し、農産物の域内消費を増やすと共に、小平市の特徴的な農産物・果実などを生かしたまちとします。

小学校・中学校は学校の畑を持ち、生産の喜びと共に環境の保全の大切さを学びます。

テーマ1：夢と希望のあるワクワクするまち・こだいら市

．理想の姿

いま日本は、みんなが同じ・横並びという考え方から個性を尊重するようになってきている。私たちは、より個人の価値を高めるために自分自身をブランド化していくことが求められている。

『私だけにしかできないこと』、『私だからできること』これはとても強い自分ブランドのセールスポイントとなる。

同様に、『まち』についても同じなのではないだろうか？

私たちの住むこのまちが『こだいら市でなければできないこと』、『こだいら市だからできること』をより深く掘り下げ、それを強みとしてアピールしていかなければいつまでも自立できない依存した小平市のままだろう。

私たちこだいら市民は、ひとりひとりが市に依存せず自立し、自ら考え行動すること、“こだいら市まちづくりの基本理念”を広く市民・市に浸透させそれに従い行動することが重要である。

そしてこだいら市と私たちは夢と希望のあるまちを共につくりあげていくよきパートナーであること、これが私の考える『ワクワクするまち・こだいら市』である。

まちづくりの理念

- ・市民の生きがいと暮らしを大切に、自由でのびのびとした個性を豊かに伸ばします。
- ・人と人とを地域で結び、コミュニティを育てながら、新しいふるさとづくりをめざします。
- ・ふるさとの風景を残しつつ、ひとつひとつの街や建物が、豊かな表情をもった安全で健康的なまちをめざします。
- ・市民と行政、そして市民お互いがたすけあい、それぞれの役割に応じて力を出し合い、いきいきとしたまちをつくります。

『出典：小平市新長期総合計画基本構想より』

そして

「バリアフリー・コミュニティ社会を目指して」

この言葉に私の思いをこめたい。

コラム：ワクワクするまちを実現するためのアイデア

まちを知るために人を知ること

〜〜コミュニケーションの基本「ニコニコあいさつ」運動〜〜

私はこだいら市をどれだけ知っているのだろうか？

私はこだいら市にどういう人が住んでいるのかを知っているのだろうか？

知らないのは興味がないから、興味がないのは知らないから。

では、知るためにどうしたらよいか？

簡単なアプローチとしては『あいさつ』

実際、あいさつすることにより言葉を交わすきっかけとなり、

その人への興味や背景を知りことができる。

そしてそこからは有効なたくさんの情報を得ることができる。

テーマ 2：都市計画

はじめに～「小平まちづくり条例」の制定

小平の本来の優れた緑豊かな住環境を守るためのまちづくり条例の制定が急務である。現在の都市計画法、建築基準法に従っていると小平のまちは崩壊して行かざるを得ない。「小平市都市計画マスタープラン」に謳われている「都市アメニティ形成」および「景観形成」の指針は優れたまちづくりの展望を示しているが、これを確実に実現していくためには、現在市が取り組んでいる「建築物の高さの最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「大規模開発計画の事前周知」「公園・緑地の確保」等の早期制定が必要であり、さらにこれを支える関連諸制度の見直しを行って、「小平まちづくり条例」として整備・制定することが急務である。

小平市は、現在、まちづくりを進めるための基本計画として「小平市都市計画マスタープラン」という非常に立派なプランを既に持っている。この「都市計画マスタープラン」を絵に描いた餅に留めないようにするため、議会の議決によって条例化し、「小平まちづくり条例」の確固たる将来ビジョンとして位置づける必要がある。

このような取り組みによって、都市計画法や建築基準法といった個別の法律に基づかず民間の開発を規制や誘導し、住宅地や自然環境を守り育てる「良いまちづくり」のために、市民参加のシステムを実現することができる。

市民はこれに積極的に協力して、小平の「自然や歴史的景観を維持していくと同時に、市街地と調和のとれた小平市の特徴ある都市景観を創出していくことが重要」であると考え。

また、上記の取り組みと並行して、身近な地区を単位として住民参加による主体的なまちづくり（地区計画）が進められるように行政による支援体制作り・ルール作りを推進する必要がある（都市計画法第 68 条の 2（地区計画制度）の実行）。この中で用途地域の見直しも行う。

基本的視点

- 1．小平市は、中心市街地の衰退化と低層住宅地における高層マンションの建設、郊外における大規模商業施設開発等の拡大・問題が、同時進行している。人口も年々少しずつ増加する中で、土地利用制度のよりいっそうの根本的な改革を必要としている。
- 2．2000 年都市計画法の大改正は、地方分権の流れを受けて自治体の計画手段を豊富化するとともに、最も重要なことは、計画手続きの民主化を進めたことである。

3. まちづくり条例の制定と運用は、自分たちの環境をより良くしていく為に、地域の特性にあった制度をつくり、市民参加により協働で行う当たり前のことであるという認識に立つ。市民参加によるまちづくりを進める上ではこの条例の制定と運用が極めて有効である。
4. 市政の情報公開は、公正にまちづくりを進めていくための基本的な姿勢である。更に、さまざまなワークショップや、まちづくりの活動グループの一覧とネットワーク化が1+1を2以上の力に引き上げる強力な手段になる。

提言項目

1. まちづくり条例の制定
 - (1) まちづくり条例の動機
 - (2) まちづくり条例の具体的な手段
 - (3) まちづくりへの住民参加の基本
2. 手続きの民主化
 - (1) 情報公開と市民参加
 - (2) 開発事業者自らの環境への配慮誘導
3. 小平市の「新しいルールづくりに向けて」について
 - (1) 「建築物の高さの最高限度」を決める根拠
 - (2) 「敷地面積の最低限度」を決める根拠
 - (3) 「公園・緑地の確保」のための具体的方策
 - (4) 「大規模な開発計画の事前周知」のための具体的方策
 - (5) 短冊状敷地・生産緑地 小平特有の課題と可能性
4. 小平市の「自治基本条例」の制定に向けて
5. 市と市民の協働
 - (1) 行政の意識改革
 - (2) 市民による行政評価制度の導入
 - (3) 市議会の承認事項、周辺住民への事前説明・承認事項
 - (4) 行政手続の公開性
 - (5) 市議会の活性化
 - (6) 市民参加

提言内容

1. まちづくり条例の制定

ここ数年、小平市も高層マンション・大規模店舗の進出により、今までの穏やかで良好な住環境が都市化の拡大という嵐にさらされて来ている。これらの開発は都市計画法などの法律には合致しているが、地域の実態から見て問題がある開発である。良好な住環境の保全と、市としてのある程度の発展を、住民の合意の下にコントロールするための有効な武器が、「まちづくり条例」であり、その制定と運用が急務である。

(1) まちづくり条例の動機

まちづくり条例の動機を明確にする。

- ・住宅地や自然環境を守るために、大規模な開発などを抑制することを目的とする
- ・土地利用規制が弱い地域において計画的に開発が行われる様に誘導することを目的とする
- ・美しい景観を守る、あるいは育てることを目的とする

(2) まちづくり条例の具体的手段

まちづくり条例には用語の定義・具体的な手段等をしっかりと定める。

- ・開発行為の定義等を、「建築する行為で建築敷地の面積が300㎡以上のもの」「土地利用を著しく変更する行為」「建築を伴わない区画形質の変更も含む」などの独自の定義を定める（開発行為とは建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。区画の変更とは既存の敷地に道路を付けることや付け替えること、形質の変更とは切土・盛土・整地で一定以上の量の場合）
- ・市民参加の手続き。議会議決の決定を必要とする手続きを定める
- ・開発事業者が遵守しなければならない基準を定める
- ・開発の民主的な手続きを定める

(3) まちづくりへの住民参加の基本

まちづくりへの住民参加を基本とする。

- ・住民に身近な地区を単位として住民参加ができるまちづくり協議会の設立
- ・地区計画を住民が提案できる制度・手続きを定める

2. 手続きの民主化

都市計画・開発の当否を行政だけで判断するのではなく、開かれた過程の中で民主的に「都市計画・開発の当否」を決定する手続きを定めることによって、都市計画・開発の当否の判断に正当性を持たせる条例を策定する。

(1) 情報公開と市民参加

都市計画の変更・開発行為が実際に影響を与える地域住民に対し公聴会を開催する。

- ・事前に内容がわかる資料(チラシ)に影響を受ける世帯に配布する
- ・チラシには影響を受ける配布範囲を明確にする
- ・公聴会までの十分な予備期間を確保し、7割の世帯が参加するまで複数回開催する
- ・市民が主役であり、市民参加型、市民合意型とする
- ・住民運動が提起された問題に関しては、その経過・議事録を一般公開する

(2) 開発事業者自らの環境への配慮誘導

開発事業者が開発事業を行うにあたり、環境との調和、環境への負荷の低減その他の必要な措置を自ら積極的に講じることにより、環境の保全、回復及び創出を図るよう誘導する制度を策定する。

- ・三鷹市環境配慮制度的なものを想定した

3. 小平市の「新しいルールづくりに向けて」について

小平市には、まちづくり条例も、細かい規定の開発指導要綱も充分で無く、急速に押し寄せる都市化の拡大に抗しきれなくなっており、様々な問題が発生している。小平市提案の下記4項目は良好な環境を保全し、開かれた市政のために是非実現させたい項目である。重要なのはその詳細である。

(1) 「建築物の高さの最高限度」を決める根拠

小平市内の多くは第一種低層住居専用地域であり、最高高さは10m、12mに制限されている。次に多いのは第一種中高層住居専用地域と第一種住居地域が多く、高層マンション問題が発生しているのは後者の地域以上の地域と、その地域に接している地域であろう。最高高さの限度を決める必要性は後者地域とその接する地域であることが予想される事から、最高高さ決定の根拠を示さなければならない。

最高高さの決定根拠は、その地域に接する用途地域の高さを考慮したものでなければならない。

- ・第一種低層住居専用地域が、容積率80%10mだから第一種中高層住居専用地域は200%だから比率的に25mのような安直な決め方は、住民の納得は得られないだろう
- ・高さの異なる地域の高さ制限には、12m(8m×1.5)の範囲内は、隣接する用途地域の高さ制限と同じとする。つまり第一種中高層住居専用地域に接する用途地域が第一種低層住居専用地域である場合、その接点から12mの範囲は高さを10mもしくは12mとする(8mは第2種高度地区の最初の

セットバック範囲)

- ・もしくは、高さの異なる地域の高さ制限には、12m(8m×1.5)の範囲内は接する用途地域の高さ制限の1.5倍を限度とする。つまり第一種中高層住居専用地域に接する用途地域が第一種低層住居専用地域である場合、その接点から12mの範囲は高さを15m(10m×1.5)もしくは18m(12m×1.5)とする
- ・いずれにせよ15m、もしくは20mを限度とすべきではないだろうか

(2)「敷地面積の最低限度」を決める根拠

小平市内は、その場所により、敷地面積がそろっている場合が多い。建売住宅の名残であろう。学園西町は総じて敷地面積が大きめであり、仲町周辺はその場所により異なるものの無理すれば2軒の住宅が建つ可能性がある面積である。

いずれにせよ現在存在するその周辺の敷地面積と大きくは変わらない面積を最低敷地面積と定めることにより、初めて街並みの景観が確保されることになる。

最低敷地面積の決定根拠は、街並みが大きく変わらないことを配慮したもので無ければならない。

- ・接続する道路の街区ごとに現在の平均敷地面積の±10%を下回らない面積とする
- ・受理番号請願第8号においては、120㎡が請願されている

(3)「公園・緑地の確保」のための具体的方策

都市計画法の規定では3,000㎡以上の開発事業の場合、一定以上の公園の確保を求められる。東京都の規定では1,000㎡以上の敷地での開発計画や建築計画等に際しては「自然保護条例」により、「緑化指導」や「開発規制」が行われている。戸建住宅が多い小平市では、公園・緑化確保の条例適用面積を、小平市独自のスケールにあった面積の検討が必要である。

大規模開発事業の適用面積について、小平市独自の面積を検討する。

- ・300㎡、500㎡等、市の性格、規模に応じた面積が全国で決められている
- ・受理番号請願第8号においては、緑化率6%が請願されている

(4)「大規模な開発計画の事前周知」のための具体的方策

2 にて既出

(5)短冊状敷地・生産緑地 - 小平特有の問題と可能性

小平市の特徴としても挙げられている短冊状敷地がある。これらは現在生産緑地のまま残っているか、すでに宅地に開発されている部分である。その結果、南北に伸びる長い道路に沿った戸建住宅群や、西向き東向きのマンションが目立つ。

そしてまだかなりの面積が生産緑地として残っている。特に青梅街道南北に多く見られる。住宅地として考える場合、南北道路に面した住宅地の方が、良好な住環境が得られることが考えられ得る。戸建住宅の場合大きな影響はさほど見受けられないが、マンションの場合西向き、東向きのマンションが目立ち、南向きの良好な集合住宅の立地になりにくい要素になっている。これらは南向き住戸に比べ必然的に売価や市の税収にまで影響があると考えられる。

- ・一団の敷地になりうる生産緑地を計画的に良好な住宅地、もしくはまとまった集合住宅地用地として都市計画を見直す。もしくは地区計画を取り入れる等の方策を立てる。

4. 小平市の「自治基本条例」の制定に向けて

「自治基本条例」とは、地方自治法を乗り越えて積極的に地方自治のシステムを確立するための基本的な枠組みを定める条例のことである。

われわれは、うえに「まちづくり条例の制定」の必要性を提案した。また、「新しいルールづくりに向けて」の項で、小平市4項目の新条例案への支持と更なる整備の必要性を提案した。これらをもとに、「小平市まちづくり条例」を早急に実現していくため、住民と市政との協働体制のもとに具体的行動を起こすことが肝要である。

さらに、「手続きの民主化」の項で、「情報公開と市民参加」および「開発事業者自らの環境への配慮誘導」の必要性を指摘し、都市計画・開発の可否を行政だけで判断するのではなく、開かれた過程の中で民主的に「都市計画・開発の可否」を決定する手続きを定める必要性を指摘した。

これらは、「小平市まちづくり条例」制定のさらに先にある目標として、「小平市自治基本条例」として制定・整備していく必要がある。できるだけ速やかに、住民有志の勉強会・準備会の開催を行い、市との協働検討を開始することを提案する。

ここではとりあえず、われわれが目指す「小平市自治基本条例」の中で制定すべき主な項目を以下に示す。

- ・住民のまちづくりに参加する権利と義務を明文化する
- ・説明責任を全うするために、情報公開を強化し明確化する
- ・まちづくりの計画策定・実施・評価過程等への住民参加の規定を制定する
- ・行政評価とその公開制度を制定する
- ・重要事項について直接住民投票の制度を制定する

5. 市と市民の協働

われわれは、日頃、一市民として市政といろいろな局面で係わり合いを持って生活している。この中で、現在の市政のあり方に対して評価できる面と見直し・改良

が必要である面とを、市民の立場から率直に感じ取っている。

(1) 行政の意識改革

地方自治法第 1 条の 2 には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定している。この「住民の福祉の増進を図る」という基本に、ここで改めて立ち返ることが、これからの市政においてとりわけ重要である。

例えば、事業者による大型土地開発等において、現行の市の行政は、市民の立場に立った公平な施策という観点から見ると、明らかに強い疑念を抱かざるを得ない事例が多く報告されている。

行政は、現在の日本全国における住民自治の強化という趨勢の中で、地方自治における職員の責務の重要性を認識することが必要である。

(2) 市民による行政評価制度の導入

全国的に見ても、市民が行政を評価する制度が種々導入され始めている。小平市においても、市民の福祉をより一層増進するとともに、市政業務の充実・効率化、市財政の改善等のために、市民による行政施策評価制度を導入することが必要と考えられる。

市民の有志によるインターネットホームページ利用のアンケートの実施・掲載は、そのきっかけを与える一つの有力な手段と考えられる。

(3) 市議会の承認事項、周辺住民への事前説明・承認事項

「小平市宅地開発指導要綱」の第 4 条（計画、方針等への適合）、第 7 条（環境保全）、第 9 条（景観）および第 14 条（公園及び緑地）については、事業者の責任遂行が小平市のまちづくり上重要であり、周辺住民と行政とは十分な時間をかけて検討されることが望まれる。そのために、市議会の承認事項、周辺住民への事前説明・承認事項について、見直し・改良を早急に行うことを提案する。例えば、市の公有財産の民間業者開発区域への組入れ、公園の一部廃止・移設・形状変更（「小平市公園条例」）等はあってはならない重要事項である。

(4) 行政手続の公開性

宅地開発や公園などの公有地管理に関しては、情報を速やかに公開し、その是非については周辺住民のみならず広く市民と検討の場を持つことが、まちづくりの基本である。この基本を実現するために、宅地開発や公園等の公有地管理に関する行政上の各種手続きおよび書式も、次のような項目に関して見直しを図ることを提案する。

- ・市長決済手順の明確化
- ・重要な会議の議事録の確実な取得（「開発事前審査会」等）
- ・「事前審査結果通知書」への住民側問題点の指摘・記載
- ・「窓口協議報告書」の審査・承認方法の再検討
- ・事業者との重要同意事項等の住民側への速やかな公開

（５）市議会の活性化

現在の市議会は傍聴者が少なく、議員の議論も緊張感が乏しいと感じる。

たくさんの市民が議会を見つめてほしい。市民の関心が議会の充実を促し、市民主体の市政につながる。議会は市民の自治意識の写し鏡ともいえる。ある問題だけでも、ほんの少しだけでも、関心を持つ市民の輪がわずかでも広がれば、議会や市政はおのずと変わってゆくだろう。

一方、平日の日中開かれる議会は、関心があっても仕事や育児、家事などがある市民には不便だ。それに、今の議会は、議員毎の質疑・応答を中心に議事を進行しているため、ある特定の議題内容に関心を持つ人は、関連した発言をする議員の時間に合わせて、何回も傍聴に来なければならない。これは、不親切である。市民に聞かせる態勢になっていない。市議会に市民が来やすいように、ジャンル毎の議事進行に改めることを提案したい。これにより、市議会の活性化が計られ、聞きに行く意欲が高まる。

又、議会の、土日や祝日開催、ケーブルテレビなどでの中継、市民主体の市議会便り編集などが今後の課題だ。各議員の質問概要を議会開催前に市民に知らせる工夫はすぐにもできそうだ。インターネットを有効利用して、議題内容や、各議員の質疑・提案内容を適当に要約して事前に市民に知らせることも有効である。

萌芽もある。手づくりの市議会だよりをつくる市民グループが昨年生まれた。主婦らが手分けして市議会を傍聴、話題や感想を印刷して配る。こうした動きを支える輪を広げたい。小平市民もなんらかの行動を起こす時期に来ている。

市議選や市長選では、公開討論会を開き、各市民グループが様々な課題ごとの公開質問状をつくって駅などで配る。緩やかな監視の継続を市民のスタンダードにしたい。

（６）市民参加

「市民参加」が開かれた行政の証しのように言われて久しいが、「参加」の仕方は様々だ。お役人が大半の会議に、商業団体や婦人団体などの代表者を混ぜるのは昔の手法。団体長も市民の一人ではあるが、「近所に迷惑施設ができるのを知り行政に苦情を訴える。やむなくてしまったら、再び関心は遠のく。」市民とはこんなもの」と見られてもいる。

転勤で以前住んだ湘南のまちでは、市民がごみ問題を考える会をつくり、毎月の定例会に市の担当職員も出席していた。市内だけでなく、周辺自治体も視察して会報も出す。市報のごみ特集と比べると独自の視点が斬新だった。具体的な提言は、行政も無視できなくなる。心地よい緊張関係があった。

小平市内にもあるであろう様々な市民活動を市は緩やかにサポートしてほしい。耳が痛い提言は、貴重な助言でもある。「これは」という会報を広報紙にはさんで新聞折り込みできないか。鉄道事業者に協力を呼びかけ、市内に7つ(市境近くを含めると9つ)ある駅の一角に、市民団体の会報を置く場所を設けるのも一案だ。

市民はそのときどき、できる範囲で、緩やかな行政監視を続けたい。市長選や市議選の投票率が20～30%程度の市民を行政が仮に軽んじたとしても、市民側にも問題がある。

選挙は究極の市民参加。思想や政治信条を超え、選挙にも「市民参加」する市民が増えてほしい。「自分は棄権したことがない」というだけでは不十分。公開討論会を企画したり、公開質問状を出したり。独善的にならないよう内容をグループで吟味する。考え方の違いから論争にもなる。自主的な市民活動の積み重ねが、私たちを行政と対等な「市民参加」に近づけ、「すてきなまち」の土台を踏み固める。小平市は東西に長く生活域も異なる。一人ひとりの市民が、離れた地域にも思いをはせることが、まわりまわって自分の地域を考えることにつながる。

先のまちでの数年前の市長選。定年退職した男性(九州出身)や主婦(北海道育ち)、青年実業家(信州人)ら4人が、初代市長の息子に挑み、駅頭や街角に市政への提言があふれた。

参考文献

- 1：まちづくり条例のつくり方 - まちをつくるシステム
(野口和雄著 発行：自治体研究社)
- 2：まちづくり・都市計画なんでも質問室
(柳沢厚/野口和雄著 監修：まちづくり条例研究センター 発行：ぎょうせい)
- 3：小平都市計画図
(都市計画道路はこの計画図に載っています。市広報広聴課 市政資料コーナーで販売しています。)
- 4：小平市全図 こだいら「歩っとマップ」
(主要道路の名前はこれに載っています。市広報広聴課 市政資料コーナーで販売しています。)
- 5：緑化計画の手引
(東京都環境局)(緑化・植栽計画の参考になります。)
- 6：三鷹市 環境配慮制度 フロー図
(参考関連資料参照)

コラム：各駅を中心にカラーある「まちづくり」を

花小金井をこんなまちにしたい

私の考える花小金井のテーマ： 花と緑

花小金井のセールスポイント：

グリーンロード

- ・自然と身近にふれあうことのできる散歩道とサイクリングロード
- ・春は桜、夏は新緑と市民の心を癒す場所、コミュニケーションの場

便利さと不便さ

- ・都内へのアクセスのよさ、通勤に便利
- ・都市生活の便利さと、ちょっとした田舎感覚(癒しスポット)をあわせもつまち
- ・不便さから得るものの多さ。便利だから快適、豊かであるとは限らない。不便だからこそ、考え創り出す。

そしてそこから得られる喜びは本当の満足なのではないだろうか。

いろいろな個性を持った人たちの存在

これからの花小金井：

花小金井の名前にふさわしいまちづくり

- ・四季を通じてつねに花が咲き乱れるようなまち
- ・小金井街道沿いに花壇、または道路沿いの各住宅に花壇の設置
- ・小金井街道にネーミングを（例えば花小金井フラワー街道）

安心・安全に歩けるまち

- ・花小金井全体のバリアフリー化
- ・駅周辺だけに不自由している人が集中して住んでいるわけではない
- ・バリアフリーの定義：全ての人が不自由なく活動できる環境

コミュニケーションの場

- ・空き地の有効利用
- ・マンションの開発ばかりではなく市民が集える・憩えるコミュニケーションの場としての利用
- ・公園、広場は無料でだれでも時間制限なく利用できる
- ・天候に左右されることなく利用できるよう、ベンチに屋根をつけるなどの工夫（グリーンロードに一部、設置済み）
- ・市民菜園でものを作る喜びを体験

花小金井の名前の由来

『関東随一の桜の名所』である小金井桜の花見客目当ての駅として、昭和2年に(旧)西武鉄道の村山線(今の西武新宿線の高田馬場～東村山)が開通し、小平と田無の間に「花小金井」駅が誕生したそうです。

テーマ3：景観・街並み

基本的視点

- 1．景観とは我々を取り巻くすべての世界であり、我々が見たり聞いたり感じたりするすべてのものを含んでいる。景観は空間的・時間的連続性の中にある。
- 2．自然再生は人類が生き残る唯一の道である。今、宇宙船地球号は深刻な温暖化の中にあり、歯止めをかける方法として、我々を取り巻くすべての世界で自然再生を実行していく必要がある。
- 3．歩行者空間の復権は、都市における自然再生の重要な指針である。自動車社会は経済的発展・効率化の象徴と同時に、自然破壊を押し進めてきた。今、景観を、歩行者の手に取り戻し、自然再生を始める時期である。
- 4．高齢化・少子化を、結果として自然再生のチャンスとしてとらえる。拡大してきた物質文明から精神文明へ、量から質へ、強者の論理から弱者の論理への転換時期である。
- 5．地域の個性の良さをより高めることで、市民に誇りを与え、景観への意識を高める相乗効果をもたらす。個性の良さを見つける・創り出す活動が大事である。
- 6．景観デザインが必要である。それは土地利用・空間形成・交通体系という総括的な図式から、歩道・フェンス・植樹・舗装・手摺といった最も細かい仕上げにいたるまで、具体的で感性に訴える決定が必要である。
- 7．景観条例の策定は、景観破壊者に対する強力な武器になる。この内容と手続きは市民の手により承認されなければならない。

提言項目

- 1．道路の種類・内容別に、景観・歩行者・自転車優先への具体的提言
 - (1) 都市計画道路の再構築
 - (2) 旧街道沿道の再整備
 - (3) 市内主要道のデザイン
 - (4) 生活道路のルールづくり

2. 公園の種類・内容別に、景観・そのあり方の具体的提言

- (1) 生活公園のデザイン
- (2) 運動公園の提案

3. 魅力ある都市景観の基準作り

- (1) 市内魅力どころの発見
- (2) 景観条例の提案

提言内容 参考文献は54ページ、地図は55ページにあります。

1. 道路の種類・内容別に、景観・歩行者・自転車優先への具体策を提言する。

日本全体としては、3年後の2007年から人口増加率は減り始める。7年後には団塊の世代が第一線を退き、通常に活動する人口は穏やかに減少する。従って10年後は今ほどには道路渋滞状況の悪化は増大しない予想ができる。つまり新道路の必要性が少なくなることを意味している。しかし小平市の人口は少しずつではあるが増えている。これは生活道路の充実の必要性を意味している。これらのことを前提に、道路の種類・内容別に、景観・歩行者・自転車優先への具体策を策定する。

(1) 都市計画道路の再構築

都市計画道路が決定された40年前は人口増加中であり、その時期に完成していれば、意味のある道路であったと予想できる。しかし、策定後40年の月日が経っている。その間、町は急速に都市化し拡大し、そして成熟した。都市計画道路予定ルートは、現在そこは、蓄積された商店街であり、緑豊かな住宅街に成熟している。都市計画道路を全面否定するつもりは無いが、既存道路の整備に置き換える工夫が出来ないか、税金を効率よく市民に還元できないか、破壊から再生へ最小限の必要性を見直す時期であると考える。

- ・現状以上に大幅に増える予想の少ない自動車、そのための道路を造らないことを都に交渉することを提言する。
- ・市(都)は事業決定する前に、計画道路の沿線両側30m以内の住民に情報公開し公聴会を開催し、住民の同意を得る手続きを行うべきである。
- ・小平市全体の緑化率を低減させないために、計画道路を造成する場合、同面積の緑地確保を行うべきである。
- ・市内緑化率の変動を定点観測により、毎年市民に情報公開するべきである。
- ・小平市内24本の全計画道路のルートについて、市と市民が協働し、全面的に見直し、住民合意の計画道路を造るための組織の立ち上げを提言する。

以下に主要計画道路についての考察を述べる。

小平 3 - 3 - 3 号線

小平市を東西に横断する幅 28m のまったく新しい道路である。東端の近く、花小金井駅前はずでに完成している。駅からの距離を考えると、ここは将来駅前広場の一部として扱える。西に延びると天神町と鈴木町の間にある細い通りの商店街があり、ここが計画道路になることは、この商店街がなくなることを意味している。更に西へ延びると、熟成した住宅地を通り、小平市の行政施設群を構成している市役所・保健福祉事務センター・健康センター・中央図書館・中央公民館を分断している。更に西へは生産緑地と住宅地が混在し、ここを通ることは緑地の減少を意味する。西端では又住宅街を横断し、玉川上水の緑を斜めに横切っている。

我々は、この計画道路と平行して走る、青梅街道と五日市街道の沿道を歩行者・自転車通路に拡幅整備することで、対応できると考える。

小平 3 - 4 - 6 号線

鈴木街道・警察学校北通り・一ツ橋北通りを東西にまっすぐ直線に結ぶ幅 15m の計画道路である。既存道路の拡幅は住民との十分な話し合いによって地域の賛同を得ながら行うことが重要である。

しかし、新小金井街道とあかしあ通りを屈曲せずに結ぶために、宝寿院境内のみどりを犠牲にすることは避けて計画することは、十分可能である。車の遠回りは大したことではない。

小平 3 - 1 - 2 号線

五日市街道は、玉川上水に沿った街道であることから、風致地区に指定されている。にも拘らず、同時に 40m に拡幅する都市計画道路でもある。自然の景観を永久に保持する地域に指定されると同時に開発予定になるという矛盾した位置づけである。歴史的景観でもある玉川上水の緑が保持されるべく、計画道路の再検討が必要である。

小平 3 - 3 - 8 号線

いわゆる府中街道である。青梅街道以北はずでに事業中である。青梅街道から南で屈曲せずにまっすぐ通すルートは、成熟した住宅街で、一部には小平中央公園の樹林の一部も含まれている。現在の府中街道とは、玉川上水までほぼ平行である。その幅は 70 ~ 120m しかない。

青梅街道南北の屈曲部分前後の修正と、現府中街道幅の見直し等、種々の検討案を提示し住民参加の下、調整が必要である。

小平 3 - 4 - 20 号線

小平 3 - 4 - 10 号線と五日市街道を南北に結ぶ幅 16m の道路である。現四小東通りの拡幅とその延長道路である。

通行量の将来予測をシュミレーションし、計画の必要性を再検討することが重要である。

(2) 旧街道沿道の再整備

青梅街道、五日市街道、東京街道に代表される旧街道は、都市に風格を持たせる重要な歴史的遺産である。人のみを通る時代から存在し、通行人を、日差しや雨風から守る役目を果たしてきた。沿道の樹木は、これからは、その役目だけでなく、地球温暖化に対する役目をも果たせる位置づけにある。先代が営々と築いてきたこれらのかけがえの無い資産を、大切に保全しなければならない。

しかし、現状は風致地区に指定されているにもかかわらず、保存樹は年々少なくなり、旧街道であることに気づかない風景になってしまった。

- ・「小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例」第6条にある、保存樹伐採を届出ではなく、「風致地区内の樹木でかつ高さ10m以上の高木の伐採を一切禁止する」に改める。そのほか条例内容を数値等を入れた具体的内容を追加する。
- ・過去に伐採された保存樹を調査し、自然・歴史的景観の回復のために新たな樹木を整備する。
- ・旧街道は歩道が狭く、安全上問題箇所が多い。重度別に問題箇所を摘出し、エリア毎に道路幅・歩道幅を詳細に調査し、具体策を立案する。つまり、現道路幅を拡大することなく必要最小幅に修正し、両側に可能な限りの幅の歩行者・自転車通路を確保する。障害となる保存樹は迂回する等の工夫をする。
- ・沿道沿いに壁面後退1mを設ける。
- ・旧街道をきめ細かくデザインする、風致地区保存・育成検討委員会を設置する。

以下に3つの街道について具体的な方策を述べる

青梅街道 主要地方道5号

- ・小平市都市計画マスタープランにあるように緑のネットワークとしての位置づけを明確にし、緑と歩行者・自転車優先への方策を取る
- ・風致地区であり、市の条例制定が可能であり、範囲を現状プラス野火止用水までとすることを提言したい。及び、保存樹の伐採禁止等具体的な制限・禁止項目を制定する
- ・歩行者・自転車での利用が高く、歩道幅が急務である。特に危険な箇所を特定し、車道と歩道のバランスを検討し、対策を検討し、実行する(車道を5~60cm狭くするだけで歩行者・自転車はかなり楽に通れる)

五日市街道 主要地方7号

- ・小平市都市計画マスタープランにあるように緑のネットワークとしての位置づけを明確にし、緑と歩行者・自転車優先への方策を取る
- ・玉川上水の保護範囲は、現在水面とその法面だけである。今後、周辺緑樹帯全

体を保存地域に認定し、樹木の伐採を禁止する。

- ・玉川上水側の歩行者通路を保全し、自然との共生を図る。小平市の重要な売れる環境である。「小平市立公園等一覧」では玉川上水の両側を緑道としている部分が少ない。今後両側になるよう整備すべきである
- ・玉川上水側と反対側の沿道に、計画的な高木植生を図り、「街道」を育成する。
(沿道一坪運動を行い、植樹敷地を確保する)
新小金井街道[都道 248 号]
- ・沿道緑樹帯の枯れ死した高木を、早期に撤去し、樹陰を十分に作り出す高さ 20m 以上に成長する樹木(ケヤキ等)に変更する
- ・これから事業する箇所は、自転車と歩行者の分離も計画する
たかの街道
- ・たかの街道は府中街道以西が特に道幅が狭く、交互通行には不適であり、きわめて危険である
- ・不幸な事態になる前に、府中街道西は一方通行とし、歩道を拡幅し、計画的な高木植樹・樹種選定を行い、歩行者・自転車の安全を確保し、憩いを演出し、たかの街道の名前にふさわしい景観を創出する

(3) 市内主要道のデザイン

市内主要道路は、市の景観形成に重要な役割をもたらすことが出来る、市内主要サービス道路ととらえる。人と車が共存するようになってから計画された、比較的新しい計画道路ではあるが、拡大してきた車社会に抗しきれなくなっている。成長期から成熟期を迎え、時代は変わろうとしている。道路を車のための道路ではなく、人を中心とした、歩行者と自転車を重視した、そして重要なグリーンベルトとしての位置づけとして捉え、きめ細かな街路デザインが必要である。

それは歩行者通路幅の確保、歩道・自転車道・植樹帯の構成の整備、使用する素材の見直しなど具体的な方策立案を意味している。

景観形成重点地区に指定したい市内主要道路をリストアップする。

(あかしあ通り、栄町 2 丁目 3 丁目間、六小通り等)

景観形成重点地区から優先的に、電柱の埋設と計画的な歩道幅の確保、植樹帯、高木植樹、舗装面素材の変更を計画的に実行する

緑化と歩行者の安全性を確保する為のきめ細かいルール作りを行う。

- ・歩道と車道を植樹帯で分離することを基本とする。
- ・低木植樹帯の幅は 1.5m とし、10m 感覚で高さ 5m 以上の高木を植える
- ・高木はケヤキ等樹陰を十分に形成する樹種を選定する。
- ・高木が美しく育つように街路樹のメンテ方法を確立する。
- ・景観形成重点地区に即した大規模敷地の接道部分は緑樹帯を前面に幅 1m で確

保し、フェンスは後方に設置するよう指導する。

(4) 生活道路

生活道路を歩行者優先道路に取り戻すための提言を行う。小平市内の生活道路は三多摩地区特有の狭い道路が多く、車優先による危険性を低減するために進入車に注意喚起する方策と、最も身近な緑化空間としてのデザインが必要である。

生活道路を住民合意の下特定し、生活道路であることを宣言し、入口のカラー舗装化、生活道路標識を提示し、進入車への注意喚起を促す。

安全に関するルール作りを行う。

緑化への細かい基準を立案し、緑保全への指導を行う。

- ・ 宅地の緑化基準 接道距離 1m に付き 1 m²の緑化を新築時に義務付ける。生垣化には補助を従来通り行う。
- ・ 個人宅以外のフェンスの位置 - 接道面に対し奥行き 1m の植樹帯
- ・ 公共施設の道路沿いデザインの見直し、新ルールに基づいた景観づくり
(地域センター・公民館・図書館・公園・学校・病院)
- ・ 生産緑地接道面の緑化を推進する

2. 公園の種類・内容別に、景観・そのあり方の具体策を提言する

公園がより多く点在し、よく整備され、よく使われている街は住みやすい印象を与える。又、10年後、15年後、高齢化・少子化が更にすすみ、コミュニティの場として、そして人々の憩いの場として公園の重要性がますます増して来る。その時に備えて公園の種類・内容別に、そのあり方の具体的提言をする。

公園の市民一人当たりの面積は 2.65 m²で、多摩地区全体の中でワースト 4 位である。

少しずつ増やしていくと同時に、使いたいと思わせる公園デザインが重要である。

- ・ 市内在住の公園デザイナーをボランティアで参画してもらう。
- ・ 市内均等に公園が点在するように、計画的配置を心がける。

(1) 一般公園・児童公園

親しみやすく、開放的で安全な、緑あふれる公園造りを目指す

大人も子供もペットも一緒に憩える、スポーツ以外の公園を目指す

- ・ フェンスでは囲わず、入り口は適宜設け、入りやすいしつらえにする。
周囲は公園の大きさに応じ幅 1.0 ~ 2.0m の低木の植樹帯で囲み、緑の豊かさが公園の位置証明になるようなデザインを目指す
- ・ 見通しが良い高木を夏樹陰を形成するように配置植樹する
- ・ 樹木の下や、公園周辺にベンチを配置し、人々が集える場を提供する

- ・小さい子供用の遊具を設置する
- ・公園内に、飲み水を用意する。いたずら対策として器具選び、自動節水装置内蔵等を検討する
- ・危険を伴う遊びは禁止するが、ペットはふんの処理等のしつけの徹底や、ペットを嫌がる人がいたら入れないなど、を呼びかけることを基本とする
- ・外灯は周辺住宅街に配慮して、夜間、明るすぎず暗すぎないように、住宅系の色温度を持つナトリウム灯を程よく配置する

(2) 運動公園

青少年の運動を目的にした運動公園を設ける。一般公園・児童公園とは区別する。

- ・高いフェンスは低木の植樹の後ろに設置される
- ・フェンスの色は黒か濃茶とする。見通しを良くし、安全性を高めるためである
- ・一人でも運動が出来る器具を設置し、市民の健康促進を推進する
- ・公園内にのどを潤す飲み水を用意する
- ・隔週程度にドッグランの時間帯を作り、しつけ教室をカンパで開催する

3 . 魅力ある都市景観の基準作り

小平市を他市とはどこか異なる、魅力ある景観を持つ街に少しずつ変貌させ、移り住みたくなる街の風景を持ち、市民が誇りを持てる街に創り育てる基準作りを提言したい。

(1) 市内魅力どころの発見

魅力ある風景になりうる場所が必ずあるはずである。まず身近なその空間の発見をし、場所ごとの具体的な提案を行い、その具現化のための予算と方法論を含めた具体策を場所ごとに行う。地域住民のボランティアを基本に、具体的手法を模索する。

- ・小平市をいくつかのエリアに区分する。鉄道や主要道路によって必然的に区分されるエリアに区分し、その地域住民によるワークショップを立上げ、魅力空間の可能性のある場所を探す。
- ・問題箇所の指摘と改善方法の提案も、結果として魅力づくりの一手法となると考える。
- ・そのエリアごとのワークショップには必ず設計系やデザイン系の学生や職業の方の参加を促し、やわらかい発想により魅力空間の掘り起こしを図る。
- ・市はこの参加者を募る場合、市報に別紙のチラシを挿入し参加者の拡大を図る。
- ・この活動は約1年とし、隔年実施し、市民参加の意識高揚を推進する。

(2) 景観条例を至急策定する

小平市の景観条例は「緑の景観条例」としての位置づけを強調したい。この条例は、緑が美しく・緑豊かな・高品質な街並みを創り出し、市民が誇りに思える都市景観の形成を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保と向上に資するとともに、新しく建築を建てる建築主、新しく小平市に住む人々の、環境に対する意識を高めることも目的とする。

開発許可基準に対し、線的な意味合いを持たせる。(接道景観規制的なもの) 条例は充分に公開し、市民の同意を得て施行する。

緑の景観条例の意味から、対象敷地の規模を、開発行為とは別に定める。

- ・景観条例は接道長さ 30m以上または敷地面積 300 m²以上の敷地を対象とする(開発許可申請が 1,000 m²以上を対象にしているが、景観条例では主に接道長さを重要視する。)

公共施設・大規模団地・敷地接道長さの長い敷地の接道緑化を義務付ける。

- ・奥行き 1 mの植樹帯を義務付けし、角地は低木による植樹にて見通しを確保し、通行の安全性を高める、など細かい配慮を盛り込む
- ・フェンスは植樹帯の後方に設置、高木はフェンスの後ろに一定の間隔で植樹する

緑化基準は小平市の街路状況・スケールに合った内容とする。

- ・接道部緑化基準を設定する(1-(4)にも記述。都の緑化計画の手引き参考)
- ・屋上緑化は小平市では基本的に算定には含まない

美しい街並みを創り出すために、建築物外観規制を積極的に取り入れる。

- ・建物用途・外壁面積に応じた色彩計画の許可制
- ・外観審査会の設置(海外では多く見受けられる)と審査経緯の公開

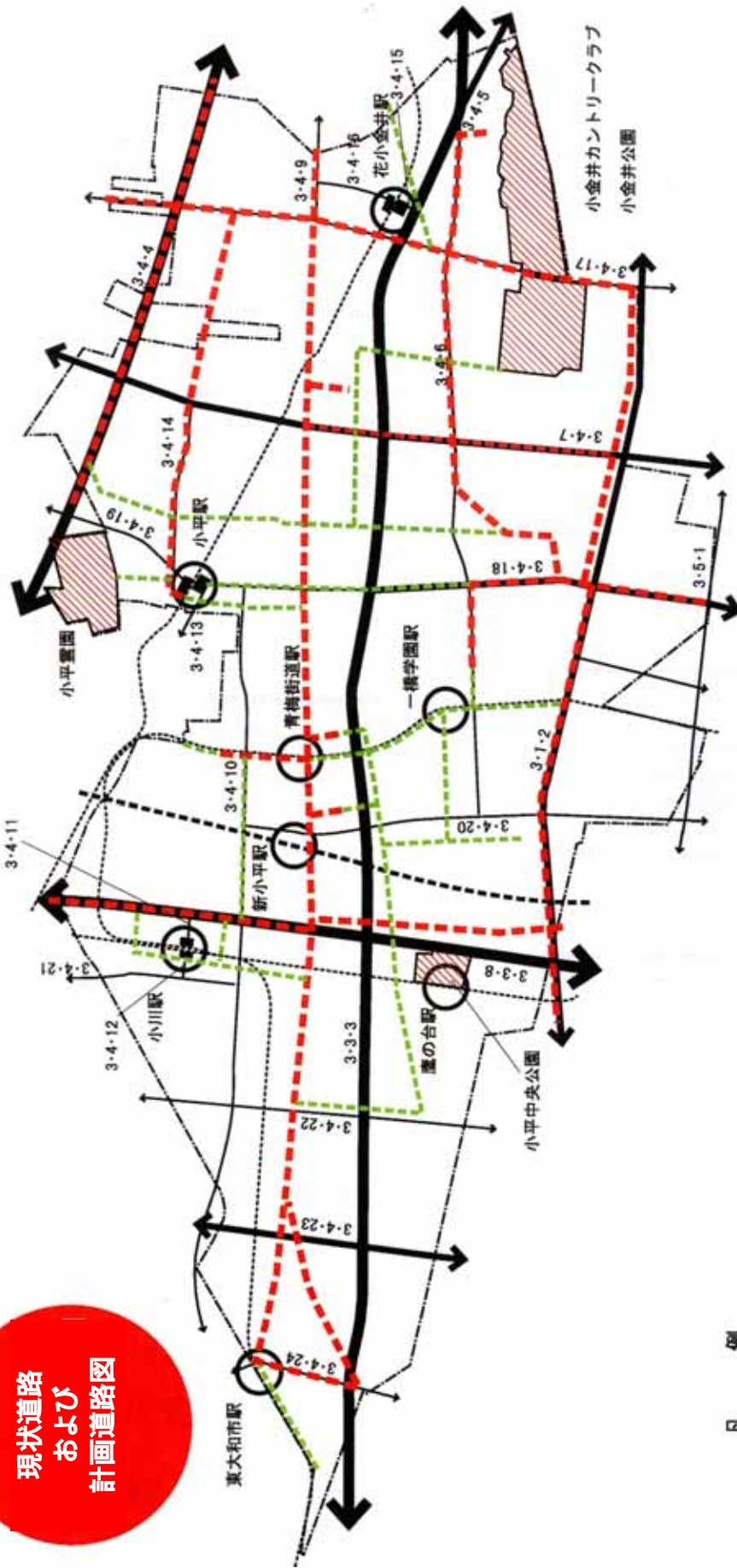
美しい街並みを創り出すために、工作物・広告物・選挙掲示も含めた広告物規制を積極的に取り入れる。

- ・選挙掲示板は特に、その性格上一定の位置を限定する代わりに、常設とし、一般建築物の塀・門扉・生垣等への掲示は禁止する
- ・ビラ・ポスターの許可制、掲示する場所をあらかじめ設定し、有料とする

参考文献

- ・小平市都市計画図
(都市計画道路はこの計画図に載っています。市広報広聴課 市政資料コーナーで販売しています。)
- ・小平市全図 こだいら「歩っとマップ」
(主要道路の名前はこれに載っています。市広報広聴課 市政資料コーナーで販売しています。)
- ・緑化計画の手引 東京都環境局
(緑化・植栽計画の参考になります)

**現状道路
および
計画道路図**



凡 例

都市計画 主要幹線道路		鉄道		広域避難場所	
都市計画幹線道路		鉄道駅		現状主要幹線道路	
都市計画 地区幹線道路		行政界		現状幹線道路	

道路番号は都市計画道路の番号を示す

テーマ4：交通

基本的視点

20世紀後半におけるクルマ中心の道路行政は、歩行者の交通権（～移動権）を一方向的に制限・縮小してきた。また高速道路網の建設・拡張などにより鉄道を衰退させ、多くの都市の市電をさえ、「クルマ走行の邪魔になる」との理由で、次々に廃線に追い込んだ。競争相手が姿を消してゆく過程で、ますます多くのクルマが道路を疾走し、自転車までが事実上車道から歩道へ駆逐された。しかし、全国津々浦々へのクルマの圧倒的普及は、社会全体に、交通渋滞、事故、犯罪、公害、地球環境問題など種々の深刻な歪みを引き起こし、多くの国、団体、専門家の、防止への努力にも拘わらず、この歪みは今日ますます大きくなっている。このような事態の中で交通問題を検討する基本的な視点は次のとおりである。

- 1．歩行者（車いすを含む）の安全な通行は、他のどんな交通手段よりも優先されるべきである。
- 2．21世紀の市民生活において、自転車の果たすべき役割は極めて大きい。地球環境に優しい、公害も殆どない、経済的、小スペース、健康的など、その優れた特性は、市民の日常生活における交通手段として、自転車が最適であることを示している。
- 3．道路交通・運輸におけるクルマの使用は、各車種の社会的役割や環境への負荷に応じて制限されなければならない。
- 4．鉄道は広域の交通網の骨格をなす。その役割を全うするための設備を整え、諸機能を充実する必要がある。また、線路がまちを分断することによるコミュニティとしての市民生活への障害を除去し、または軽減する課題もある。
- 5．将来展望として、以前に較べて格段に改良された路面電車（LRT）の導入を検討したい。

提言項目

- 1．歩行者道の確立
歩行者がすべての道路を安全に歩けるための、道路構造・付属設備の総点検と改善。

2．自転車走行権の創設

車両としての自転車に車道走行の市民権を与える（車道左側端を自転車専用～優先レーンとして確保する）。

3．乗合バス網（コミュニティバスを含む）の充実とマイカー走行の抑制

乗合バス網の充実を図り、これに合わせて、マイカーの走行を厳しく抑制してゆく。

4．鉄道駅設備整備の要請

鉄道駅設備の実態を調査・分析し、必要な改善を鉄道事業者に要請する。

提言内容

1．歩行者道の確立

小平市の道路は、一部の新しい幹線道路を除いて歩道が狭いのみならず、「自転車通行可」の標識の有無に拘わらず走行する自転車によって、また、トラックの荷捌き時の左側タイヤ歩道乗り上げによって、歩行者の通行を危険にし、ときには通行不能に陥れる。道路の全幅を拡大する余地が殆どない市街地共通の厳しい条件下では、歩行者を守るための解決策は、道路構造の変更によるクルマ走行の抜本的な抑制以外にはない。また、最近のカーナビ装置の進歩と普及は、今までクルマが殆ど通らなかった生活道路へのマイカーや小型トラックの侵入を可能にした。このような場合には、一方通行の指定などの規制を検討しなければならない。

- ・生活道路における歩行者保護の方法や設備の導入。
- ・住民の意見をよく聞き、効果のある施策の実行。
- ・車いすのバリアフリー化を障害者のまち小平市でこそ積極的に推進する。

2．自転車走行権の創設

欧米では自転車の優れた機能が国際的に評価され、各国政府がその総合交通体系の中自転車を積極的に組み入れている。日本ではどうか。自転車が合法的に歩道を走っている国は日本だけである。この「走行可」は、78年の道交法改定の際、暫定措置としてとりいれられたまま、今日にいたっている。その結果、自転車は、どんな構造の歩道をも、また道路のどんな部分をも、上り下りの方向も含めて、自由に走行するようになってしまった。この実態は、歩行者の安全性を大きく脅かしているばかりでなく、道路交通事故増加の重要因子になっている。その責任は、暫定措置だったはずの法令のずさんな運用を長期間黙認・指導してきた行政にあるといえる。

鉄道駅周辺の住民から「マナーが悪い」とひんしゆくを買っているのが、駅前放置自転車問題である。この件では、鉄道事業者がどこまで責任を負うべきかの問題がある。欧米の先進例や、国内では、大型店舗の駐輪場設置の常識などを参考に、

結論を先延ばしにしている総務省にハッパをかける必要がある。

- ・ 駅周辺の駐輪場の容量の確保。
- ・ 駅前放置自転車問題を解決するために、関係者による協議と、専門家を含む技術的検討を設ける。
- ・ 歩道内の自転車走行を認めない。
- ・ 新車購入時の防犯登録の徹底、走行中の携帯電話使用禁止、夜間無灯火禁止と罰則を取り入れた自転車条例を制定する。

3．マイカー走行の抑制

戦後のクルマの歴史を振り返ると、市民生活に密着してきた乗合バスがモータリゼーションの嵐によって、鉄道と共に衰退の一步を辿ったのだが、そのモータリゼーションの主役はマイカーの激増であった。マイカーこそは、20世紀後半を生きた多くの市民が追い求め（させられ）た「スピード、快楽、便利」の象徴の花形的存在であった。しかし、マイカーは、その一方で、地球環境悪化、公害、渋滞、事故、エネルギーの浪費、不健康、犯罪の温床等々の象徴であり、21世紀にはその使用は厳しく抑制されなければならない。抑制の方法には、生活道路における走行速度上限の設定、ランプなどの物理的抑制、幹線道路交差点の歩車分離信号機の増設、横断歩道橋の撤去と歩行者用横断信号機の設置などがある。これらの抑制をスムーズに実現するためにも、マイカーに替わるべきコミュニティバスを中央地区から東西の交通不便地区に早急に拡大する必要があり、行政は、総合的交通体系の長期ビジョンのもとに、財政対応を含めた総合交通計画を、時間的順位も入れて市民に提示し、実行しなければならない。これによって初めて、地区ごとに注文の異なる多数の市民を納得させることができる。

なお、小平霊園東側の道路は複雑で、歩道のない部分が多く、彼岸の季節には、霊園周辺の道路はタクシーや乗用車で非常に混雑する。関係自治体（小平市、東村山市、東久留米市、東京都）が道路の変更、駐車場の設置などについて協議する必要がある。

- ・ 生活道路における通過車両の禁止と走行速度上限の設定及び物理的抑制の実施。
- ・ 幹線道路交差点の歩車分離信号機の導入。
- ・ 歩行者用横断歩道信号機の増設と横断歩道橋の撤去。
- ・ 総合交通体系の長期ビジョンをつくり、その中に、交通不便地区に拡大されるべきコミュニティバスを位置づける。

4．鉄道駅設備整備の要請

小平市には、私鉄の6駅とJRの1駅があり、市境に外接する私鉄の2駅を含めると合計9駅がある。バス事業は、乗合バス、コミュニティバス、スクールバスを問わず、鉄道駅を少なくとも一方の起点とするのが一般的であるし、自転車にいたっては、通勤・通学者の大部分が鉄道駅周辺に駐輪することになる。このように

重要な役割を持つ鉄道には、市民生活の立場から、また、これを支える行政の立場から、要請すべき課題が少なくない。

- ・高齢者や身障者のためのバリアフリーの設備の充実。
- ・コミュニティ分断に関連する駅構内の自由通路の増設。
- ・鉄道利用者としての通勤・通学者および一般市民のための駐輪施設の増設（特に小川駅西口）。
- ・出改札・乗降口の増設（特に鷹の台駅東口）。
- ・線路によるコミュニティの分断をカバーするための踏切の増設（例えば多摩湖線による緑川通りの分断）。

コラム：小平市内の交通 - 「こういうふうになったらいいな」

鷹の台駅東口に出改札が誕生しました。同時に、コミュニティバスが発着できるスペースも確保されました。

西武鉄道新宿線の花小金井駅から小川駅までの区間の高架化が決まりました。これでたくさんの幹線道路と生活道路が生き返ります。

新小金井街道のアンダーパス（工事中）と府中街道の高架化（計画中）とは長期ビジョンとしては整合性がありません。

たかの街道が西武鉄道国分寺線を乗り越える踏切部分を拡幅しました（国分寺線が高架になりました）。これで、朝夕の渋滞が解消されるし、津田団地から鷹の台へのコミュニティバスの定時運行が可能になり、その実現が加速されました。

小平霊園東側の複雑な道路網が、わかりやすく、通行しやすい道路に生まれ変わりました。歩道と自転車レーンも確保されて、昭和病院へのコミュニティバスの小平駅北口発着も実現し、タクシー乗り場が確保されて、お彼岸の混雑・渋滞も解消しました。

テーマ5：コミュニティバス

基本的視点

1. 「いつでも、どこでも、行きたいところに移動し、交流することができる」そんな街づくりを提言したい。
2. 小平市における公共交通の実情を明らかにし、そこから出てくるコミュニティバスの路線拡充の正当性と実現の可能性を検討する。
3. 小平市は東西 9 km、南北 4 km という極めて細長い地形とともに、市街地を青梅街道が横断し、さらに西武新宿線、多摩湖線、国分寺線によって町が三分割されている。これに伴う交通事情が逆に、町の発展を疎外したのではないかと考えられる。
4. 小平市における公共交通網の整備、拡充は、市民の「往来の自由」「移動の自由とそのための手段の確保」、つまり「交通権」の実現を図り、豊かな市民生活、経済活動の発展のために焦眉の課題である。
5. 小平市の街づくりを論じるとき、移動の困難地域の解消、市内公共交通網の整備、拡充はその中心的課題として位置付けられなければならないと考える。
6. 1979年4月に行われた市長選挙において「市内循環バスの導入」が初めて提起され公約された。その後、「循環バス」の課題は、25年の歳月を経て今日に至った。

提言項目

1. 「動く公共施設」としての生活交通とこれを運営する自治体の果たす役割、使命の重要性を認識する。
2. 試行路線の成功を願いつつ、その問題点、要望を検討することが求められている。そして「5年間の試行運行」に固執せず、小川・栄町地域をはじめとする「交通空白・不便地域」への路線増設を積極的に行う。
3. 「公共サービスの一環」として位置付け、赤字補填に多少の公費を投入してもバスを運行するという広い市民合意が必要であり、その市民合意を得てこれを行う。

4. 「交通権の確立 = 市民がいつでも、どこへでも自由に移動する権利」の保障を市民宣言とする。
5. 環境に優しい低公害車を導入する。

提言内容

1. 動く公共施設としての自覚

平成 11 年発足の「第 2 次小平市バス網対策研究会」において「自治体が今まで以上に生活交通を確保する努力が必要」という市の意気込みを高く評価し、提言として高らかにうたい、市民としてこれを後押しする。

2. 交通不便・空白地域をなくす

市の資料によれば「空白地域とは、駅から 500m 以遠、バス停から 300m 以遠（後に 200m に修正）の地域」、「不便地域とは、バスの運行が 1 日 100 本以下の地域」という想定である。この定義からすれば市内には空白・不便地域が多数存在していることになる。特に、小川・栄町地域はその筆頭にあげられる。公共の交通手段が皆無であり、自分の足と自転車、タクシーをふくむ自動車だけが頼りという地域である。しかも、高齢者になればその手段さえおぼつかないのが実態である。（参考資料「小川・栄町コミュニティバスの会アンケート調査の結果」参照）

3. 公共サービスの一環

「あくまで公共サービスの一環として位置付け、毎年の赤字補填に多少の公費を投入してもバスを運行させる」という広い市民合意が必要であると判断される。

この合意を得るために、

- (1) 地域毎にコミュニティバスの研究会を立ち上げ、ネットワークを確立。
- (2) 詳細なアンケートを実施して、市民の合意を得る。
- (3) 財政の向上をはかるためのアイデアを市民から募る。
- (4) 収入増加の独自の努力の一つとして、バス停の名称に最寄り施設・企業名などを冠し、車内アナウンスを行ってこれを広告収入とする。

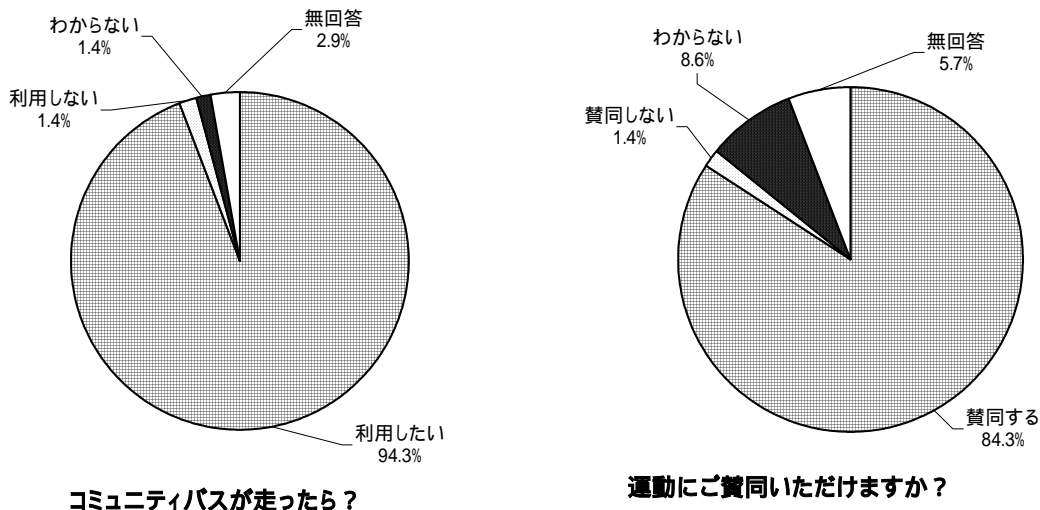
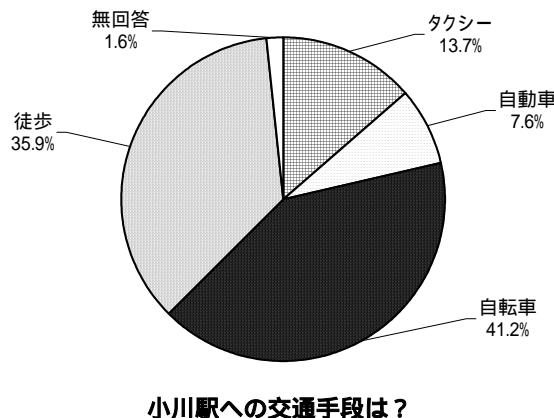
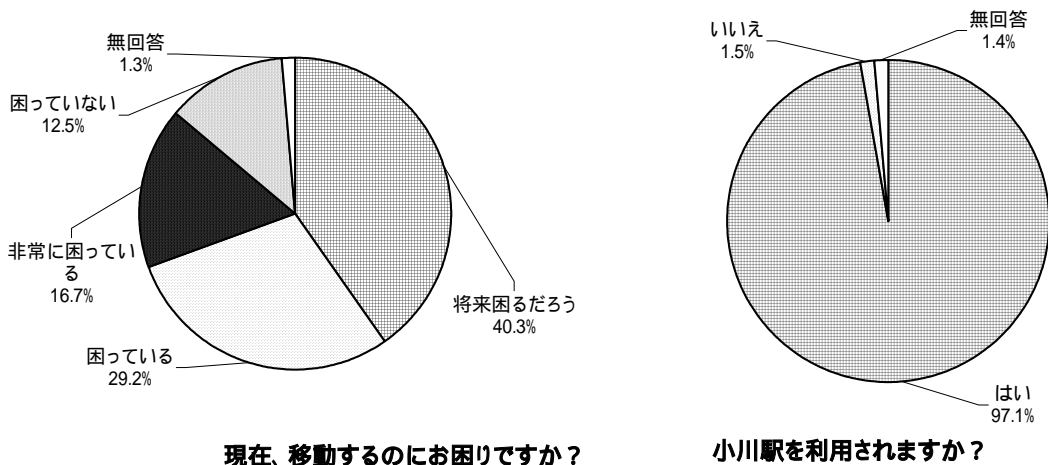
4. 小平市民の交通権の確立

「住んで良かったといえる小平市」にするために、「一人で移動出来ない高齢者や障害を持つ人、運転免許を持たない人や子供も他地域との交流ができる」手段をもつ街とする。

5. 環境に優しい低公害車の導入

- (1) 東大和市や他市の天然ガスをはじめとする低公害車導入の経緯を調査し、導入の可能性を探る。
- (2) 環境都市としての意識付けをするためにも、低公害車の導入を図る。

参考資料1 『小川、栄町コミュニティバスの会』のアンケート調査の結果
 (2004年5月 栄町3丁目を中心に実施 配布354世帯 回答73 回収率 20.6%)



アンケート（栄町3丁目）に書かれた意見の一部をご紹介します。

老人の為、足腰が弱っており、病院（緑成会、昭和病院）に行くのも不自由です。

コミュニティバスを待っていましたのに期待外れです。市民が平等の利用を考えて走るのが、このバスの意義だと思っています。

心臓が悪いので困っている。歩くことができる人は困らないかもしれないでしょうが。便利な所からコミュニティバスの運行をはじめたことに疑問を感じている。行政の姿勢に憤りを覚えます。他の事でも行政はもっと住民の声を聞いて欲しい。

栄町にコミュバスを走らせて欲しい。切実な問題です。

小川駅、東大和市駅どちらも20分位かかります。歩く途中具合が悪くなった時、若くはありませんので、コミュバスが走っていたらどんなに助かることでしょう。

この地域は以前（かなり昔）小川駅と東大和市駅の間に新駅ができるとされていたため、土地を購入された方が多いと聞く。現在、そのような動きは全くなく、非常に不便で、中途半端な地域である。コミュバスは必要である。

夫は大正5年生れ、妻は大正14年生れの二人暮らしです。年ごとに骨折をしたり、足が不自由になりました。是非コミュバスが走るのを待ち望んでいる次第です。

夫は76歳、そろそろ車の運転を止めなければなりません。私は運転ができないので、彼自身は歩いて駅まで参ります。20分かかります。「コミュバスが走る」と聞いた時、ここ栄町は運行の可能性が非常に高いと思っていました。陸の孤島のようなところですから。しかし、市の中心部に決まってしまう大変がっかり致しました。なお、息子が住む西東京市のコミュバスは本当に不便なへき地を廻っています。

歳をとってくると身近なところに行きたくてもバスなど公共交通が通っていないと外出もままなりません。通院もタクシーですと経済的にもきびしいです。ぜひコミュバスの運行を切に願っています。

子どもたちは通学、通勤の年代に入ってイヤという程、交通空白地域を体験し、自分たちの便の良い所へ巣立って参りました。今は、体調を崩しております。本当にバスが走ってほしいと願わずにはられません。

車イスの娘が大人になって、一人で外出するようになった時、リフトバスが運行していたら助かります。

大人は車で移動出来るが、子ども・学生は駅から遠く歩くことになり、雨の日などは可哀想。

徒歩で駅まで非常に時間がかかる上、駐輪場も駅から遠く少ない。障害をもち、歩行に支障がある者にとっては行動範囲が狭くなってしまふ。

早く実現することを希望します。欲を言えば中央公民館まで延長出来れば、と思いません。

大変素晴らしいことだと思っております。どうぞ宜しくお願いします。自分が70、80歳になった頃を想像いたしますと大変楽しい毎日が送れることと存じます。

参考資料2

「小平に循環バスを走らせる会」及び「小平に循環バスを走らせる大沼の会」からの意見

1. 交通権は基本的人権 = 行動を守る義務があります。

現代の生活にとって移動の自由 = 交通権は「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために欠かせない。

人間の生活は「衣、食、住、交」であり、現代生活では交通の役割は高い。

2. 国や東京都の姿勢

国土庁「環境にやさしく、高齢者をはじめとする誰もが安全で快適な移動が保障される社会の実現を図って行く必要がある」東京都も生活者の視点から、人や自然にも十分配慮して都市交通体系の確立に惜しみない努力を続けて行く」

3. 小平市への要望

(1) 小平市においても国土庁・東京都の方針をふまえ、憲法の理念を行政の責務として実現すべきである。

(2) 一人ぼっちの高齢者、引きこもりの高齢者をなくし、高齢社会の活性化のため、小平市全域に交通権を保障した公共交通網を補完したコミュニティバス、乗り合いタクシーの路線を完備すべきである。

(3) 昭和病院へのアクセス

かかりつけ医の紹介で通院・入院する市民が多くいる。花小金井駅から民間バス路線が保障されているが、小平駅からは「梅70」の都バスがある。ただ、運行時間が不定期、しかもわずかの本数でしか運行されておらず、利用価値がほとんどない。

小平市全域の市民から、小平駅からのアクセスを要望する声が多い。市議会でも毎回質問が出され、市長も「コミュニティバス1号とは別のものとして考える」と答弁(2002年6月議会での齋藤進議員への答弁)しているが、具体的には今もって何も提示されていない。

(4) 大沼地域の要望

約 900 世帯もある大沼 1 丁目都営(住宅)が建設されているが、お店も交通も保障のない生活権が欠落した住宅で、住民生活は困難を極めている。この地域に「一日も早く交通権を保障して欲しい」と、要求運動が起こっている。アンケート調査でも 85%の住民が公共交通を希望し、自治会でも大きな問題として取り組みは始めている。

小平駅北口広場の開放

現在西武鉄道が保有している「小平駅北口広場」はお彼岸にしか開かれず、日常的には使用されていない。この「広場」は北口の開発にも大きな障害となっている。タクシー乗り場やバスの停留所として日常的に開放されれば、昭和病院へのアクセス、大沼都営の住民の要望である公共交通機関の実現性も高まる。

テーマ6：グリーンロード(狭山・境緑道)の魅力アップと活性化

基本的視点

1. 玉川上水側道、野火止用水側道、狭山・境緑道からなる全 21 キロのグリーンロードは首都圏を代表し都民の宝とも成り得る魅力的な散歩・ウォーキングやサイクリング用の緑道であり、歩く公園ともいえる小平市民の誇りとするものである。今回のワークショップでまちグループとしては、特にこの中から行政や市民の自主的努力で改革・改善が図り易く、商業や観光の面から市の振興にも寄与できる可能性が大といえる狭山・境緑道(以下、本章ではこれをグリーンロードと仮称する)を対象に提言を図ってみたい。

注) 玉川上水は数年前に国の史跡にも指定されたほか、玉川上水・野火止用水は東京都の歴史環境保全地域にも指定されている。

現在、これらの週末通行者数は玉川上水が約 1,000 人/日、狭山・境緑道がそれ以上とされている。

2. バブル崩壊以来混沌とした時代の流れの中で、今日本は癒しやゆとりを大事にする側面がクローズアップされており、この点から全国各地にこの種の道路がつくられたり復活されたりしているが、この小平グリーンロードは間違いなくトップランクに値するものであることはメンバーの一致するところである。反面その割には知名度が低く、移り住んでみて初めてその存在や魅力を知る人々が多い。
3. 小平市民にとってグリーンロードは今でもかなりの魅力ある存在ではあるが、一

方において課題もあり、今後の努力で更に魅力があり市の活性化の目玉とするような努力が望まれるということになった。

- 4 .現在のグリーンロードは先人が残してくれた価値ある自然資産を守ることに主眼がおかれ、本来なら更に高め得る市の振興や活性化に貢献し得る付加価値を高める努力が不足しているように見受けられる。
- 5 .まちグループとしては小平が更に住み良く魅力あるまちになり、市民の生活や癒しに資すると共に、市外からも来訪者や転入者が増えてまちを活性化させることに目標を置いて提言を検討した。

提言項目

- 1 .グリーンロードを活性化させる会を発足させる（市民主導、市が支援）
- 2 .グリーンロードをより強力的にPRする
- 3 .グリーンロード花いっぱい運動を展開する
- 4 .グリーンロードを自然観察園にする
- 5 .グリーンロードをより一層魅力ある空間とする
- 6 .グリーンロード活性化の為にIT活用策

提言内容

- 1 .グリーンロードを活性化させる会を発足させる（市民主導、市が支援）

狭山・境グリーンロードは数市にまたがる緑道であることから、小平が主体となり、関連都市が協力して振興・活性化を図る為の新組織を発足させる（市民主導、市が支援する形態が望ましい）

グリーンロードは現在全て都有地(水道局保有)で必ずしも市の自由にはならず何かと制約もあり、しかも道路部分は道路管理課、側道部分は水と緑と公園課と縦割りになっていて一体化した施策が打ちにくい課題がある。

一方、小平市としては以前から単独で小平市グリーンロード推進協議会（事務局：市役所）を組織化し、市の職員と一部ボランティアの方々の協力で各種イベントの企画推進を行ったり、定期的なクリーンアップがなされている。

現在、地元にはリタイア、半リタイアした各分野の多くのキャリア人財が眠っていると思われる。

既存の組織や人（小平市グリーンロード推進協議会）の活用に加え、これらの新たな人財の参加促進・経験・知識・人脈の活用がお金では買えない力を生み出すはず。

グリーンロードは小平市をメインに西は東村山市や東大和市、東は西東京市に

またがっており、この4市等から市民のワークショップを募集して、市民活動の会を発足させる。

この新組織(会)では本件に関する全てのテーマを検討し、行政に継続的な提言を行う一方、市民や商工会を巻きこんだ広範囲の活動に発展させていく。

2. グリーンロードをより強力にPRする。

現在は移り住んでみて初めてその存在を知るような人が多く、玉川上水や小平霊園は知っていてもグリーンロードを知る人が少ない。

- (1) 小平市内外にグリーンロード毎の特徴を言い当てたネーミングを募集し、懸賞を出し、関心を高める。
- (2) グリーンロードを魅力ある歩く公園にする為のデザイン・コンペを行い、その活動をメディアに載せる。
- (3) 桜の時期や、アジサイの時期、たけのこの時期、正月の時期等に合わせたイベントを、定期的に周辺公園で行い、広範囲に強力かつ継続的なPRをする。
(現在もある程度は成されてはいるが)
- (4) 地元意識を高める為のPRを兼ねて、イベント前後に公園の整備を会のメンバーや周辺住民の参加協力を得て行う。

3. グリーンロード花いっぱい運動を展開する

自然のままが良いが、部分的に手入れが悪く荒れてきており、このままでは年々魅力が低下しかねない。

緑はたっぷりだが、花は通路や側道に少なく寂しい(桜の時期を除いて)。

沿道に広めの公園が少なく、トイレもあまりきれいではない。

- (1) 市が音頭を取って側道や間道の隙間を四季折々の花で一杯にする。
- (2) 種苗や花苗は市のガイドに沿い市民が持ち寄り、種まきや植栽も会のメンバーや市民のボランティアで行う。
- (3) 沿道の生産農家に呼びかけ、商業ベースで成り立つようにガイド・施策も考慮してミニ公園を兼ねた花畑やハウスを作り、鑑賞・即売等で賑わいを演出して発展するようにする(沿道の地主の方々からも賛同あり)。

4. グリーンロードを自然観察園にする

近隣の子供達の遠足や野外学習の場として発展させると共に、できればボランティアの樹木・園芸ガイドも募って日常的に大人も楽しめる場にする。

- (1) 全ての木々や植栽に名札や絵入りの見やすく堅牢な埋め込み型の解説ボード

をつける。これにも周辺の大学や市民ボランティアの協力を得る手がある。

- (2) できれば小魚やえび・カニなどのいる小さな流れや水場も作り、水辺の自然や小魚の観察もできるようにする(玉川上水では企画中のようだが)。

5. グリーンロードをより一層魅力ある空間とする

誰の為に魅力的にするのかを明確にすべきである。

地元のためであり、地元外からの来訪者・転入者を増やす為である。

(市民の健康増進や憩いに寄与すると共に、地元外からの来訪者や転入者を増やし地元活性化の為のものとするなら、それなりの工夫と施策が必要である)

- (1) 沿道両側、特に南側(建物の裏方)に落葉高木(出来たら桜、もしくは区間ごとに同種樹)を4市共同で計画的に植樹し、夏涼しく、冬暖かい木陰のある歩く公園とする。
- (2) 500m(ゆっくり歩いて5分)ごとに大小の公園を整備し、線と面で構成された、だれもが楽しく歩ける公園とする。
- (3) 沿道にしゃれた店が程よく点在し、だれでも楽しめるような歩く公園とする。
そのために、優良店の誘致と沿道住民の在宅起業・店舗を促す。それは、これらを援助する非営利組織集団を形成し運営する。
- (4) グリーンロード緑化景観デザイン条例を制定する。
・周辺に緑化デザイン景観規制を設け、イメージアップを図る
(例: グリーンロードに面して、植栽帯を900以上設け(住宅は除く)、中低木を指導し、フェンスは後方とする。市はその植栽帯に3m以上の高木を3mピッチで植樹する。フェンスは濃い色の茶色、黒、緑等を指導する。不必要な掲示は禁止する。等)
- (5) 周辺建物に協力依頼をお願いし、デザイン誘導を行い、地道なイメージアップを図る。
(例: イメージを損なう建設資材等が、緑道側にある場合、移動・片づけをお願いし、市が協力する。接道する建物が改修する場合、屋外機があらわになるなど裏方のイメージにならないようにお願いする。)
- (6) グリーンロードの連続性を強調するために、分断している道路直近に、大きな木(桜が良い)を植える。かつ分断部分で横断する道路の舗装を緑色に塗装し、連続性を強調するとともに、自動車利用者に注意を喚起する(高木の連続性は花小金井駅前がモデル)。
- (7) グリーンロードの連続性を保つために、分断されている道路周辺の設計を工夫し、見直す。
(特に、青梅街道、小平駅前、特に新小金井街道による新たな分断)
- (8) 自転車レーンと歩行者レーンの組み合わせ方と舗装面の仕上げ材を検討する。

6. グリーンロード活性化の為のIT活用策

グリーンロードは、広く知名度を高め売り物にする為の戦略的なキーワードとはなり得るが、その為にはより魅力的にすると共に、ITやインターネットの活用をもっと工夫すべきである。

今春、市の主導で立ち上げた<こいだいら Shop Navi>を主体に、既存のインターネット・ポータルサイトとの連携協力を進めて、もっと積極的に活用策の検討がなされても良い。

- (1) ホームページの改善充実を含むより強力なWEB化と集客力のアップ。
- (2) グリーンロード要所へのタッチパネル式IT案内表示板の設置。
- (3) グリーンロード・ジョイフル・ITパスポートの配布と会員化による定期案内情報の送信(MLリスト送信、携帯電話の活用も有力策)。
- (4) 全国グリーンロード・ネット・コミュニティの発足と運用。
(ウォーキングロード、散歩道、サイクリングロード等も含め全国に多数)
- (5) 小平市が主体で、全国グリーンロード・サミットやフェスティバルの開催。毎回集まらなくとも、インターネットやテレビ電話・大型ITスクリーンの活用等、ネットの活用でかなりの企画が考えられる。

7. 市の取り組みの姿勢

市の取り組みもこのテーマに十分重きをおいているようには見えず、活動の成果も乏しいように見える。

今どき田舎にも少なくなり、お金でも買えないこのような自然資産をいかに活かし、より魅力的な宝にするかを、官学民一体になってもっと真剣に取り組むべき。

旧住民と新住民や官学民の協力、老若男女の協力をいかに引き出すかが市の責務。予算が無い、時間が無い、人がいないというのはいいわけ、他の市町村の成功事例も参考にすべき(秩父・羊山公園とか種々有り)。

コラム：理想のガーデンシティ

今の行政区域を見直し、主要道路に囲まれたある区域を想定し、理想のまちの姿を描いてみました。

イ) 位置の特定

東 - 新小金井街道、西 - 青梅街道～村山街道～立川通りの延長、南 - 五日市街道、北 - 新青梅街道、に囲まれた新たな小平の地域を特定します。

ロ) 区域の特徴

- ・ 緑豊かな文教地域であり、小平市としても優れた住宅地域であります
- ・ 玉川上水を抱え、学校がまとまって存在しています

ハ) 理想の姿

- ・ 人間関係を大切にするコミュニティ社会の実現です
- ・ 表情の豊かな安全で健康的な、自然と共生する優しいまちになります
- ・ 連携された遊歩道と公園が配置されます
- ・ 区域内なマイカーの交通が禁止されます
- ・ 自転車・コミュニティバスと西武線を移動の主たる手段とします
- ・ 将来的には路面電車（LRT）の導入を図ります
- ・ 広域的な移動手段としても、周辺幹線道路沿いに路面電車（LRT）を導入します

ニ) 具体的な施策

- 1 この区域を5区分し各区域の中心にケアハウスを設備し、住民のボランティア活動を促します
- 2 各区域の中心的位置に、保育所・児童館・介護施設・特別老人養護施設を備えたコミュニティセンターを造ります
- 3 歩道を整備し沿道に緑を増やすと共にグリーンロードを生かし、景観に優れたまちを創造します
各所を市の花で飾ります

コラム：理想のガーデンシティ（つづき）

- 4 この区域内の生活道路を、コミュニティバスと自転車と歩行者が共存できる道に変えます
- 5 区域内はバリアフリー化を徹底します
- 6 この区域内に計画されている都市計画道路は全て白紙化します。幹線道路は地域の外周に移します
- 7 地元商店の活性化を図り、日常の生活用品は地域内で充足されます
高齢者住宅には商店街が共同して配達を行います
- 8 区域内の農家の生産物を消費する体制を作ります
- 9 区域内にある大学との連携により、精神的な豊かさ・芸術性の高さを実現します
- 10 多摩地区の都市連携による広域情報センターを設置します
- 11 IT 装備型 S O H O 施設建設を推進します

テーマ7：IT活用

基本的視点

- 1．数年前まではパソコンやIT（*1、*印は本章末尾に用語解説あり）インターネットはまだ特定の人々の道具であったが、今や小中学生までがそれらを駆使するようになり、世の中は全てがデジタル化、IT化、ITネットワーク化の方向に走り始め、宅急便やコンビニと同じようにこれらも社会を構成する当たり前の要素となってきた。
- 2．一方、国や地方自治体においてもeジャパン（*2）戦略や構想に基づき高速通信のインフラを整備する一方、行政が率先して旗を振りデジタル化社会、高度ネットワーク社会の到来に対する対応を競うようになった。
- 3．このような時代背景や状況を踏まえて小平市の現状をレビューすると、小平市は首都郊外に位置する割にはこれらの対応が遅れており、その活用のレベルは決して高いとはいえない。
- 4．ITやインターネットが全てではないが、今やこれらの要素が電気・ガス・水道等と同様にライフラインと成りつつあり、社会発展の基盤（インフラ）となりつつある。
- 5．これらのツールは「ユビキタス（*3）」に象徴されるように今後益々発展し、安くて便利なあらゆる機能を社会に提供する可能性が高まるはずであり、今後の行政プランの中で他に優先してでも、その活用のレベルを飛躍的に高めることが要請される。
- 6．この意味において新潟・長岡市が3年前に策定した「e ネットシティ長岡/長岡市情報水道構想」等は時宜を得たものであり、投資としてここまでは行かないまでも、小平市においてもこれに準じたアプローチの開始が強く望まれる。
行政としては、市民がこのITやネットワーク化の時代に多くの市民が取り残されたり、遅れを取ったりすることのないよう、あらゆる努力をすべきであり、その為の教育・研修・啓発活動にも大いに努力すべきである。
- 7．情報公開は今やIT化の進展によって容易に図れるようになった。企業社会がこぞってIT活用型情報公開の強化に進みつつある昨今、行政もそれに準じた市民への情報公開にITやネットワークを最大限駆使する努力が求められる。

提言項目

1. IT活用施策やプロジェクトの人材確保育成、推進体制確立策への提言
2. IT活用の施策やプロジェクトの具体的な提言
3. IT活用施策やプロジェクトの推進原資確保策の提言
4. IT活用による行政活動の情報公開促進の提言

提言内容

1. IT活用施策やプロジェクトの人材確保育成、推進体制確立策への提言
ITの活用は現在あらゆる分野で最重要テーマとなっており、行政面でもeジャパン構想を踏まえた行政対応が次期長期計画の主要テーマとなっている。

(1) 課題

実態面

行政面のIT業務処理は市の担当課のヒアリング結果としては先進都市とはいい難いが、ほぼ標準的なレベルと思われる。

行政広報面ではIT活用に情熱を燃やす一部市議員等からの早期の働きかけや支援もあって都内では市のホームページ開設も早かった(10年前)ようで比較的充実している(どれだけ見られ、活用されているかは疑問だが)、生活総合ポータルサイトは現在各自治体が競って開設・運用を始めており、小平市においても遅れ馳せながら市の産業振興課が主体となって今春から<こいだいら Shop Navi>の開設運用を始め、現在内容の充実を図りつつあるが、今後は関連サイトとの協力連携等の努力や工夫が望まれる。

行政支援施策面では三鷹市や武蔵野市がマスコミでも話題になるようなIT装備型SOHO(*4)施設の推進を図っているのと比べ、あるのはパソコン市民講座ぐらいで見るとべき実績は乏しい。

公民館や地域センターの会議室の予約をする場合の不便さ等は、これが東京の一角を占める有力都市の姿かと疑わせるものがある。

今後はこれらの公的施設へのIT設備の導入とソフト化を図ると共に、その設備と市民協力によるIT教育啓発センターとしての役割も負わせるべき。

予算面

市の担当課での確認によれば現在のシステム関係予算は約5億、市の総予算の約1%であり、これは他の都市と比べほぼ標準とのこと。

さらに、このうちシステムの設備や運用・体制・定常外注費など定常支出は約4

億、したがって残り約1億が年度ごとの新規や臨時の支出に当てられる原資になっている。

なお、東京都は中小企業振興公社を通じ産官学協業の助成制度などにも注力しているが、現在この種の制度の活用実績はなさそう。

(2) 具体的提言

IT活用に意欲と関心のある若手人材(企業・一般)の結集(登録制)

ITキャリアが豊富な年輩者や主婦ボランティア市民団の結集(登録制)

IT活用産官学会議の結成とTMO(*5)概念の導入に基づく民力活用推進組織の設置(市や商工会議所の呼びかけ)

IT活用に意欲と関心のある議員の結集とパワーの強化。

情報システム課(IT業務処理担当)とは別に、IT活用に意欲と関心のある若手職員が主体となつてのIT活用推進課(行政サービスや行政支援担当)の新設。

これらを組織(例、eジャパンこだいら会議、こだいらIT-TMO)やネットで横断的、かつダイナミックにつなぐ具体的な施策の実施(予算措置も含めて)、IT化された公的施設と職員・市民の協力によるIT学習・研修・啓発センターの開設(在宅学習を可能にするeラーニングも積極的に導入を図るべき、現在この分野の技術も急速に進歩しつつある)。

2. IT活用の施策やプロジェクトの具体的な提言

(1) グリーンロード活性化の為のIT活用策

この提言内容はグリーンロードの提言に盛り込んであるので、そちらを参照されたい。

(2) 商店街活性化の為のIT活用策

・市民活動面

市内にはIT関連企業も少なく、こだいらネットや小平シニアネットクラブ等を除けば、比較的低調。

IT関連の事業や人材の吸引・活用面でも特に顕著な活動や実績は乏しい。

・ 今後はネットの活用も含め、市民の定期的アンケート活用を踏まえた魅力ある商店や飲食店の情報開示と、IT活用力のある店や商店街の増大策の検討が望まれる。

・ グリーンロードのITジョイフル・パスポートが実現すればこの活用も一策。住基ネットが実現すれば、全市民が保有するこのカードを多面的に活用する商業振興策も考えられる。

・ 意欲と関心のある若手商店経営者のネット販売の推進支援。

・ IT活用を踏まえた空き店舗の有効活用策の実施(例、地域別IT装備型SOHO)

施設への転用や、独居老人向けのタッチパネル式IT端末の活用による御用聞きと協力ボランティアによる配送)。

(3) IT装備型SOHO施設の設置と意欲的起業人材の吸引

・産官学連携

一橋大学や津田塾大学等有名大学を始め嘉悦大学、武蔵野美大など大学も多い割に、一部でパソコン市民講座の開設への協力があるぐらいで特に見るべき連携活動や実績があるとは思えない。今後は組織化を図りより強力に推進すべき。

・地元大手企業との連携

この分野はテーマ次第で地元の大手企業の資金や人材の協力が得やすいはずなので、地元大手のブリヂストン等との協力連携をより積極的に推進すべき。大手企業は企業メセナや身障者雇用に地域貢献の努力を要請されている。

・低コストでのSOHO施設の提供(空き店舗の活用が有望策)

・起業意欲のある若手や主婦、シニア等の起業を行政が促し支援して、市民の生活や商工業の活性化を図る。

(4) IT装備の介護施設のモデル運用

行政主体のネットワーク活用型介護支援センターの開設運用など。

これにネットを介して市内の医師や介護者も在宅・在所のまま参加支援することも可能。

(5) IT装備のモデル街区の指定とIT活用による安心、安全なまちづくりの推進

地域毎のネットワーク型カメラ監視センターを空き店舗等に設置し、肢体不自由でも根気強い判断業務ができる身障者の方々とボランティア(NPO?)で共同運用を図れば一石二鳥。

監視担当の身障者が自宅で作業することも可能(身障者の在宅就業には補助金の制度も今夏、厚労省/バーチャル工房事業として発表された)。

(6) 今後IT活用のリーダーシップを取り得る子供や若手人材の特別育成塾の設置や運用

3. IT活用施策やプロジェクトの推進原資確保策の提言

IT活用型の施策やプロジェクトの推進はその道具建てに資金を要し、先ず資金の確保から入らないと人や知恵だけでは何もできない。

したがって下記施策の推進を図ることにより、当面1億円/年、いずれはそれ以上のIT活用施策推進資金を市の予算の配分と諸施策の実施から生み出すことを提言する。

(1) IT活用施策やプロジェクト推進の為の原資の確保策・その1

(目標: 5千万~1億円/年)

市の年度新規枠からの計画的な配分。

都の産官学事業助成資金等の確保（都中小企業振興公社）、
地元大手企業からの協力寄金。

（２）原資の確保策・その２（目標：１億円以上／年）

多摩地区の都市連携による大規模広域情報処理センター等の設立による、各都市の行政基幹業務ＩＴ処理の協業強化と、行政業務処理コストの大幅低減、及びそれに基づく余裕原資を活用してのＩＴ活用型都市政策やプロジェクトの推進。

住基ネットや広域介護などインフラは整いつつあるはず。これからは業務共通性の強いＩＴ基幹業務処理は多数の近隣都市が共同で取り組み、住民の意向や地域の特性、ニーズを反映したきめ細かなＩＴ活用施策は都市毎に対応する時代。

このテーマは、すでにその動きが出ているとは聞かすが、大規模なので本ワークショップのテーマにはなじまないことから、問題提起をし早期実現を求めたい。

４．ＩＴ活用による行政活動の情報公開

現在、企業社会においては声高に叫ばれているグローバルな組織運営基準であるアカウントビリティ（説明責任、*6）とその根幹を成す情報開示や順法主義（コンプライアンス）の時代潮流を背景に、大手企業が率先してＩＴを駆使した情報公開に務めている。

これに対し行政の分野では知らしむべし、寄らしむべからずの時代から見るとペーパー情報はかなり出るようになってきたが、企業社会に比べるとその度合いもＩＴ活用のレベルもかなり低いといわざるを得ない。

ここではその課題と具体的な提言を行う。

（１）市のホームページの運用レベルをアップし、行政活動の情報をより一層開示することに務めると共に、市民の利用促進の為に新たな機能や仕組みを導入する。

- ・ 公共施設へのタッチパネル式簡単検索端末の設置・運用
- ・ 大型ＩＴ画面の屋内・屋外への設置による行政情報の提供
- ・ 携帯電話での簡単検索を可能にする機能と情報の提供

（２）市議会開催時の通信ネットによる同時中継

市議会開催時に、テレビの国会中継と同様に通信ネットで画像・音声を実況中継し、それを地元ＣＡＴＶ会社の協力も得て、家庭や公共施設等でのネット傍聴を可能とする（実例多数あり）

できれば審議手順や予定時間等、要件も明示・告知する。

(3) 市のインターネット掲示板やコミュニティ・サイトの運用・活用

(4) 市民活動の状況や提案の情報公開

たとえば今回のまちづくりワークショップや請願書等公的・準公的活動の提言は、速やかに市のホームページに登録し、全文検索可能な状況にするとか。

< 関連用語の解説 >

* 1 : I T

情報技術、インフォメーション・テクノロジーの略称でコンピューターやインターネットなどのデジタル処理やデジタル通信関連技術の総称。

* 2 : e ジャパン

数年前に政府が打ち出した国家的な I T 戦略構想で、国や地方自治体など行政のあらゆる分野に I T 活用のインフラ、仕組みを導入して、いながらにして行政サービスを受けられる便利さを国民に提供すると共に、行政のペーパーレス化

行政機関相互の有機的連携を実現してその合理化や効率化、住民サービスの飛躍的向上を図るもの。

I T 活用で国際的に劣勢に立っている日本の国家戦略プロジェクトとする宣言をしたことから、e ジャパン（構想または戦略）と称されている。

なお e は electronic（電子）の略で、一般的には I T 機器とインターネット網を駆使したビジネスやサービスに良く使われる用語となっている。

（例、e トラベル、e コマース、e ラーニング、e バンク 等々）

* 3 : ユビキタス

ユビキタスとは I T 技術が進んで生活のあらゆる場面にコンピューター的な機能や仕掛けが埋めこまれ、テレビや電話、F A X と同様、パソコンやインターネットの知識が無くとも、どこでも誰でも便利に、特別意識せずにその恩恵が十分に受けられる社会の到来をいう（デジタル家電社会等）。

* 4 : SOHO

SOHO とはスモール・オフィス / ホーム・オフィスの略称で、小規模の地域密着型共同オフィスや自宅でワークする新たなワーキング形態の総称。

その種の形態でワークする人を SOHO ワーカーともいう。

以前は定年退職ワーカーや子育てワーカーにこの形態が多く見られたが、近年は大手の会社が制度的に自宅ワークを認めたり、SOHOワークを前提に独立する若手や主婦の人材も増えつつある。

* 5 : TMO

タウン・マネジメント・オーガニゼーションの略。TMOとは欧米から導入された市民パワーや活力をまちの振興や活性化の為に効果的に活用する為の概念で、行政が効果的に有為な市民を確保・登録・マッチング・活用する為の指針となるもの。

すでに、三鷹市等はこの概念を率先して取り入れ、市民パワーの参加と活用による効果的・継続的なまちづくり活動を始めている。

* 6 : 行政のアカウンタビリティ（説明責任）と情報開示

- 行政をめぐっては、アカウンタビリティは「行政が、住民に政策内容や政策立案の考え方を十分に説明しているか」「行政が、その政策の必要性・重要性を住民に説得しているか」、一方、「住民はその説明・説得に納得しているか、当該政策の実施を納得しているか」、そしてひいては「行政と住民との間に信頼関係が存在しているか」を問う言葉として用いられている。
- したがってアカウンタビリティは、「説明責任＝（法に基づく）情報公開」という論点のみで検討されるべきではない。

「情報公開」はアカウンタビリティの重要な観点であるが、そのひとつに過ぎない。

「行政のアカウンタビリティ」がある状況とは、行政が政策実施の事前・事後に、その政策の目的・必要性や効果に対して、政策評価を基にした十分な情報公開の下に、「説明」や「説得」を十分に行い、住民が納得した状況で政策が実施され、相互に信頼関係が存在しているような状況をいう。

（1998年発表、三和総合研究所論文、「行政のアカウンタビリティ」待望論の盲点、より引用）

D 自然グループ

目次

テーマ1：緑のあるまち.....	83
テーマ2：歴史ある野火止用水の保全と 「遊べる川づくり」を目指して.....	85
テーマ3：農のあるまちづくり.....	87

～ 自然グループからの提言にあたって ～

自然グループには、「議論していただく内容」として4つのテーマが提示されました。

緑（玉川上水、屋敷林、農地、公園、街路、緑道）

水（水路、親水、水資源、雨水）

環境（大気、土壌、温暖化、循環、共生技術）

衛生（上下水道、廃棄物処理、不法投棄対策）

自然グループはこの提示を受けた最初の会議で、上記4テーマを実質4回8時間、6人のメンバーで議論し、まとめることは不可能と判断し、できるだけ欲張らずにまとめることにしました。

しかし、グループ議論を通して分かったことは、自然を守ろうとして熱心に活動している団体が小平市内に多数あるということでした。30年以上前からある玉川上水を守る会、緑とくらしを考える会、野草の会、市民が農に親しめるために活動している方々、グリーンロード推進協議会、エコダイラネットワーク（今年3月『変えよう私たちのくらし方』を発行。のべ904の方が132時間かけて編集している）などの団体です。これらの団体は、すでにいろいろな提言も発表しています。

私たち自然グループでまとめたもので足りるはずはありません。しかし、私たちの提言には、「エコダイラ」の指針には足りない部分が盛り込まれていますし、新たな提案もしています。

大事なことは、こうした多彩な市民の声を、市政に反映できるネットワークづくりです。そのためには、「総合窓口」を開設し、行政と市民が協力して活動する態勢をつくることだと考えます。

テーマ 1 : 緑のあるまち

小平市では、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度が、府中街道を筆頭に、小平市内すべての街道や、住宅地で数値が高くなっています。原因は、交通量の増加（車の排気ガス）であり、工場、家庭の電力消費やごみの焼却、空気汚染、また宅地開発などによる樹林・緑地の減少です。そのためには緑を保全し、緑を育て、小平を緑のあるまちにし、次の世代に引き継いでいく事です。

実現に向けての方針

- 1．緑を守り育てる条例をつくる
- 2．緑を守り・育てるガイドラインをつくる
- 3．生け垣や巨樹・巨木の保存
- 4．緑のまちづくりをすすめるための教育・学習
- 5．公園・街路・市街地に緑を育てる
- 6．農地・農家への配慮
- 7．市民と行政が協働して緑を育てる

具体的な方法・アイデア

- 1．緑を守り育てる条例をつくる
 - (1) 開発に伴う緑化の義務づけ。
 - (2) 最低敷地面積の設定（敷地分割の制限）緑地確保の設定（例えば30%など、国立市のように）。
 - (3) マンション開発や商業ビル建設時の屋上・壁面の緑化。
 - (4) 保全緑地の指定 - 地区計画などの検討。
- 2．緑を守り・育てるガイドラインをつくる
 - (1) 緑を守り緑の質を高めるためのアクション計画（基金の設置、市民と行政でつくる緑の協定、駐車場などの積極的な緑化の奨励）をつくる。
 - (2) 地域・土地利用ごとに緑被率目標を設定する。
 - (3) 緑を分断しないような道路構造にする。道路の上が緑のトンネルになるように工夫し、緑の帯をつなげる。
 - (4) 土手・生け垣などを生き物が生息できる構造にし、街や住宅に自然環境を取り入れる。
 - (5) 保存すべき樹木・樹林への助成や減税措置の強化。
 - (6) 防災や景観を守るための資金づくり。

- (7) 国や都を含む行政やトラストによる買い上げ。
- 3 . 生け垣や巨樹・巨木の保存
 - (1) 生き物に配慮した樹木を宅地に植樹するよう奨励する。
 - (2) 個人庭園・生け垣などの都市景観に貢献した好例を表彰する。
 - (3) 公共的な施設は(道路に面した部分を)画一的なフェンスにしないで、緑化を考える。
 - (4) 貴重な屋敷林は基金をつくり助成する。
- 4 . 緑のまちづくりをすすめるための教育・学習
 - (1) 残存する雑木林の調査・研究と活用・環境教育や生涯教育。
 - (2) 公園や学校の緑づくりや維持管理に市民や子どもたちが参画する・小学校などでドングリを育てる環境教育やコミュニティガーデンなど。
 - (3) 公園・街路・学校・遊歩道の樹木に種類・名前の標示を増設する。
- 5 . 公園・街路・市街地に緑を育てる
 - (1) 公園などの植栽は質についても配慮する。
 - (2) 生き物の生息に配慮した樹木への転換をおこなう。
- 6 . 農地・農家への配慮
 - (1) 農地や農家への定期借地権の活用・固定資産税・相続税に対する支援。
- 7 . 市民と行政が協働して緑を育てる
 - (1) 市民と行政でコストのかからない維持管理システムをつくる。
 - (2) 行政・市民・地権者などが協働で維持管理をおこなう・交流によって現状を知る。
 - (3) 専門家などの意見を取り入れた樹木の管理作業・地域の状況に合った植栽など。
 - (4) 現在活動しているボランティアを強化する。連絡・会合のシステムをつくる(緑の相談会など)。
 - (5) 苗畑をつくる、木の預かり場所(木の銀行)をつくる。
 - (6) 市民がみんなで居住地の緑を増やす具体的な目標を立てる・「家庭緑化の日」を設けている市もある。
 - (7) 維持管理・作業をおこなう市民グループの発足・専門家などと意見交換をしながら作業をすすめる。

テーマ2：歴史ある野火止用水の保全と「遊べる川づくり」を目指して

荒れ果てた野火止用水に水が流れ、木々の緑が育ち、魚を放し、やがてカモがおとずれました。ふるさとの薫りがするやすらぎのある野火止用水。

しかしそこに子どもの姿が見えません。勉強がいそがしく、ゲームに囲まれ外に出なくなりました。図鑑でしか知らない生き物、汚れることを嫌い、虫を怖がる子どものままでいいのでしょうか。

野火止用水で子どもがどうしたら遊べるようになるのか、自然に触れ合うことができるのか、今少し用水をグレードアップさせる必要があるように考えます。

はじめに

1．伊豆殿堀の発祥

野火止用水は、別名「伊豆殿堀」と呼ばれ、島原の乱を鎮めた功績で川越藩主となった松平伊豆守信綱が、後に総奉行となり急激な人口増で水不足の江戸に3年間かけ玉川上水を完成させました。さらに野火止一体の新田開発を志し許可を受け玉川上水からの分水をわずか40日の工期で1655年普請奉行・安松金右衛門に命じ領地内に引き入れさせたものです。その後、農地を潤し、飲料、生活用水、水車の動力源として300年以上人々と共に暮らしの中で大切にされてきました。

2．用水が11年ぶりに復活

小平監視所(中島町)から取水された野火止用水は、東大和、東村山、清瀬、東久留米、新座市に入り、志木市の柳瀬川に至る全長24キロを流れます。1973年東京都の水事情の悪化で分水が止まり流れのない用水路になり存続の危機に直面しますが「再び野火止用水を」という住民、文化団体の強い要望で1984年に下水処理水を用いて11年ぶりに復活しました。1974年12月には東京都が歴史環境保全地域に指定しました。

3．用水の生き物

グリーンロードに沿って流れていますが、「川に入るな」「魚をとるな」の看板があります。では、ここで水遊びや、魚を取ることが出来ないのでしょうか？多くの生き物が用水の周りで生きています。

樹木：クヌギ・コナラ・カエデ・アオキ・アカマツ・アジサイアカシア・エゴ等々
魚：コイ　クチボソ　オイカワ　グッピー　アメリカザリガニ　カメ（外国産）
等々すべて人の手で放流されたもの
鳥：オナガ・シジュウカラ・ヒヨドリ・ハト・スズメ等々

昆虫：セミ・カナブン・コガネムシ・アゲハチョウ・カミキリムシ等々

4. 下水処理水の衛生と安全性

清流復活事業により下水は、多摩川上流処理場(昭島市)で現在1日約17万トン処理され玉川上水に1.5万トン野火止用水に0.98万トン送られています。その水質基準が「修景用水」としての値です。残念ながら入って遊べる川つまり「親水用水」の基準をクリアしていません(手足に傷がある場合、細菌が侵入する可能性がある)現在、高度処理された水(三次処理水)は細菌以外についてはきれいで水族館や公園に利用されています。玉川上水、野火止用水を除く残りは多摩川に放流され下流の多摩川の7~8割は処理水です。

○野火止用水の水質(04.6.2現在の数値で汚れがほとんど除去されています)

	BOD	全窒素	全リン	COD
流入時 (mg/1ℓ)	260	36	3.9	50
放流時 (mg/1ℓ)	1	12	0.9	5
除去率	100	67	77	99

(BOD-生物化学的酸素要求量 COD-化学的酸素要求量)

資料：多摩川上流処理場調査 野火止用水水質データ(2004.6.2時点)

5. 野火止用水を遊べる川にするには

- (1) 多摩川の原水を流す
- (2) 多摩川の原水で希釈するーこの方法で水遊びができます

しかし、東京都、小平市とも水不足を理由に(1)も(2)も考えていません。まず多摩川の水を増やすことが「遊べる川づくり」のスタートです。

実現にむけての方針

1. 多摩川、利根川、地下水の水を増やす施策を進める
2. 野火止用水沿いに、歴史を語り憩える場をつくる

具体的な方法・アイデア

1. 多摩川、利根川、地下水の水を増やす施策を進める
 - (1) 水源地の植樹に市として積極的にかかわる。
 - (2) 雨水を地下に浸透させる雨水枡の設置に市が助成している、利用を広め地下水を豊かにする。
 - (・市の総合治水計画のなかで、新規の戸建て、中高層には、雨水枡の設置の要請をしている、また車道以外は雨水浸透道路を進めている・狛江市では、雨水

- 柵の全額補助など地下水対策に熱心に取り組んでいる)
- (3) 雨水柵の設置者に対し下水道料金を軽減する。
 - (4) 沿川の住民の協力を得て、野火止用水へ流れる雨水柵を考える。
(・雨水浸透柵を1基つけると1時間に294リットル-お風の水の1.5倍-の水を浸透させることができる)

2. 野火止用水沿いに、歴史を語り憩える場をつくる

- (1) 野火止用水資料館を設置し、貴重な歴史を語り継ぐ。
- (2) スペースのある個所に、東屋をつくり遊びと休憩の場にする。
- (3) 用水に棲む生物の生息調査をする。
何種類かの魚、ざりがに、かえる、ねずみ等がいるが、明確にする。
- (4) 学校の自然観察会に野火止用水を採りいれ日ごろから親しむ環境をつくる。
- (5) 市と市民が協働して野火止用水を守る。
維持管理・作業をおこなう市民グループの発足 専門家と意見交換しながら作業をすすめる。

小平市新長期総合計画の中で「用水路活用計画」があり多摩川の原水である小川用水、大沼田用水、鈴木用水などを親水用水として活用することになり今後を見守りたい。

テーマ3：農のあるまちづくり

はじめに

(小平市の歴史的背景)

小平市の歴史を振り返ると江戸時代の玉川上水の開削と新田開発によって大きく発展してきた。新田開発を担った農民の方々の子孫は今でも多くの方が農業を営み、その生産緑地は都市の緑を確保する上で重要な役割を果たしている。この貴重な農地を、小平市の財産として守り、そしてまちづくりに生かしていかなければならない。

(市民が農に親しめるまちづくりを！)

市民が農に親しめるまちづくりを。子供から高齢者までが農的な世界との交わりを通じ農業を体験し、喜び、楽しみ、そして高齢者の生きがいづくりへ……。市民が農に親しめるまちづくりを推進したい。

実現に向けての方針

- 1. 市民菜園・生きがい菜園・学童菜園の充実
- 2. 体験型菜園及び市民農業大学の開設

3. 農産物の地産・地消の徹底推進

4. 循環型社会の形成と農業

5. 農業者と一般市民の交流

農のあるまちづくり具体策

1. 市民菜園・生きがい菜園・学童菜園の充実

現在、小平市には市民菜園5カ所・生きがい菜園1カ所・学童菜園15カ所。

(1) 菜園数の増設・・・理想としては40区画程度の菜園を多く

・自宅から歩いて10分位に。

(2) 菜園設備の充実

・最低限トイレ、自転車置場及びベンチスペースと農機具置き場の確保。

(3) 自主運営体制の確立

・菜園ごとの利用者組織をつくり、自主管理体制を確立すべきである。また、利用者相互の交流を盛んにする。

(4) 指導員制度の制定

・経験豊富な利用者から指導員制度を設け、初心者に安心して利用できる菜園へ。

2. 体験型菜園及び市民農業大学の開設

現況の市民菜園では農業を初めて経験する市民にとっては申込みにくい。

初心者でも安心して農に親しむ機会を設けたい

<他市の事例>

(1) 体験型農園

・練馬区(7カ所)府中市(2カ所)立川、東村山、小金井、府中、調布、昭島、武蔵村山の各市他

(2) 市民農業大学

・国分寺市(13年目)府中市(2年目)

(3) 農とみどりの体験パーク

・東村山市(10年目)

3. 農産物の地産・地消の徹底推進

(1) 学校給食の地産野菜の利用徹底。

(2) 市内循環バスと野菜共同スタンド販売所との連携。

4. 循環型社会の形成と農業

(1) 生ゴミの堆肥化

・例：学校給食の生ゴミ処理。

(2) 落葉の堆肥化

・例：公園、玉川上水等の落葉の収集と堆肥化。

5. 農業者と一般市民の交流

(1) 農業祭や野菜・果物・花の品評会等、更に充実させ開催し、農業者と一般市民の交流を盛んにする。

・農のあるまちづくりの役割と効果

1. 環境保全面

(1) 住宅地の緑の空間を確保し都市の緑を守る。

2. 防災面

(1) 火災時の延焼を防ぎ、災害時の一時的避難空間に充てる。

3. コミュニティ面

(1) 利用者同志の交流や農業者とのふれあいで、小平らしいまちづくりの推進に寄与する。

4. 地域活性化面

(1) 農業者と一般市民のふれあい

(2) 小平の農家及び農業の現実を学び地元農業者の活動支援

5. 教育・福祉面

(1) 農業未経験者が農に親しみ、野菜づくりの楽しさを味わう。

(2) 農地とのふれあい、農業体験や高齢者の生きがい活動に寄与し、子供達の情操教育にも役立つ。

(3) 家族ぐるみのレクリエーション空間の提供にもなる。

以上、多彩な農業関連事業を総合的に行政・市民一体となって推進することにより、“小平らしい農のあるまちづくり”が推進でき、小平市のまちづくり基本構想や緑の基本計画とも合致する。

農のあるまちづくり・参考資料

1. 小平市の農業

総面積 2,046ha

内農地 248ha(全面積の12.12%) 近隣都市と比べ高い。

内生産緑地 216ha(農地の87.10%) "

専業農家 434軒・・・農家人口2,001人

内販売農家 303軒

小平市観光農園加盟61軒(果樹35、園芸8、野菜18)野菜のスタンド販売120カ所以上

2. 主要の区・市の区市民農園設置運営状況(注:調査及び都農業会議資料による)

区・市名	設置関係			設備状況						運営関係		
	市区民農園数	その他	体験型農園	クラブ/休憩室	トイレ	ベンチ	農具庫	貸農具	水道	区画の広さ(m ²)	指導員制度	収穫祭等
小平市	5	老・学								10~20		
練馬区	32	老・学 ファ・公	7カ所									
世田谷区	32	公										
東村山市	3	レ	5カ所 和以村							30		
東大和市	4	内1カ所 管理人常駐								15~30		
国分寺市	5	市民農業大								16~20		
国立市	2	老・レ								9		
東久留米市	11									16		
西東京市	8	老・学 レ								10~30		
小金井市	4	老								12	月2回	
府中市	29	老 市民農大								12~18		
日野市	10	老									講習 年2回	
町田市	7	老・学										
武蔵野市	6									12		
調布市	13	学	ファム							15~21		
柏市		公										

印、現地調査
(一部)

老: 老人農園
学: 学童 "
ファ: ファミリー "
レ: レクリエーション "
公: 農業公園

その他

- ・ 市民農業大学・・・国分寺市、府中市
- ・ 体験型農園・・・練馬区、柏、東村山、小金井、府中、調布、立川、昭島、武蔵村山

3. 海外の市民農園の状況

ドイツ・・・クラインガルテン

1 区画平均 300 m²に 20 m²の自前の小舎(ラウベ)

市民は野菜・果樹・草花を育て、庭先でパーティー、毎日利用 60%

旧東ドイツ・・・3軒に1軒 旧西ドイツ・・・20軒に1軒

ミュンヘン・・・3軒に1軒

イギリス・・・アロットメントガーデン 18世紀から

フランス・・・小家族農園 ブルゴーニュ地方のデジユン市 50万区画

ロシア・・・ダーチャ 400~600 m² 小舎(菜園別荘)

600万区画 1200万区画

オランダ・・・フォルクステュイン 200 m²

4. 国内の市民農園の動向

(1) 市民農園の歴史

1924年(大正13年) 京都園芸倶楽部

1933年(昭和8年) 大泉市民農園

1974年～ 世田谷区民農園・練馬区民農園等々

1988年～ 市民農園促進議員連盟

1990年～ 市民農園整備促進法

1992年～ 滞在型市民農園(現在78ヶ所)

(2) 千葉県クラインガルテン研究会 千葉県市民農園協会

(1985年)

・ 国際会議へのオブザーバー出席 5回

・ ヨーロッパへの市民農園視察 数回

(3) 国分寺市のまちづくり

イ. 国分寺のまちづくりと農業(1982.8～約6年間) もとまち公民館

ロ. 市民農業大学(1992～今年13年目)・・・2年目・自主研修コースあり

(4) 最近のクラインガルテン型農園 例

小杉農園(滋賀県神崎郡五個荘町)小杉長男氏 個人経営

ログハウス付菜園(65 m²の菜園に20 m²のログハウス付)

21区画 年間195,000円(エアコン、水道、光熱費込) 最長5年

参考文献

多摩の農業統計・ふれあい農園ガイドブック・市民農園のすすめ・都市農業入門

クラインガルテン制度・生きがい遊農クラブ・農のあるまちづ 他

ワークショップ「小平市まちづくり会議」関連資料

1 経緯とスケジュール

(1) 経緯

小平市は第3次長期総合計画(2006年~2020年)を2005年度中に決めることとし、各方面で取り組みをすすめています。この計画の策定に際して小平市は、市民の意見や提案をとりいれるいくつかの手法をとっています。その一つとして、ワークショップ形式による市民参加という手法が採用されました。ワークショップ「小平市まちづくり会議」は、2003年11月の市報で市民公募が発表され、44人の市民が応募し、全員採用されました。

2004年1月24日に定例会を開き、2月の第2回定例会から、「ひと」「暮らし」「まち」「自然」の4グループに分かれ、同年9月まで毎月1回の会議で熱心な討論を重ねました。グループによっては、定例の会議のほかに臨時の会議を開いたり、市内各地や市外に出かけ、それぞれのテーマにかかわる聞き取り調査をするなどのフィールドワークもおこなっています。

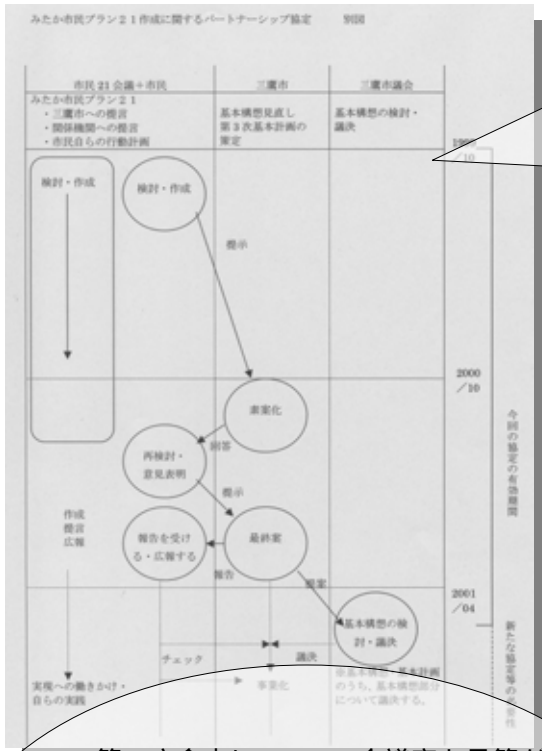
ワークショップに参加した私たちは、この実質8カ月間、年代、生い立ち、職業、経歴の違いを越えて、自らの住む小平市を少しでもよくしたい、という思いで討論を重ねてきました。その内容を、各グループごとにまとめて提出しました。

(2) 開催スケジュール

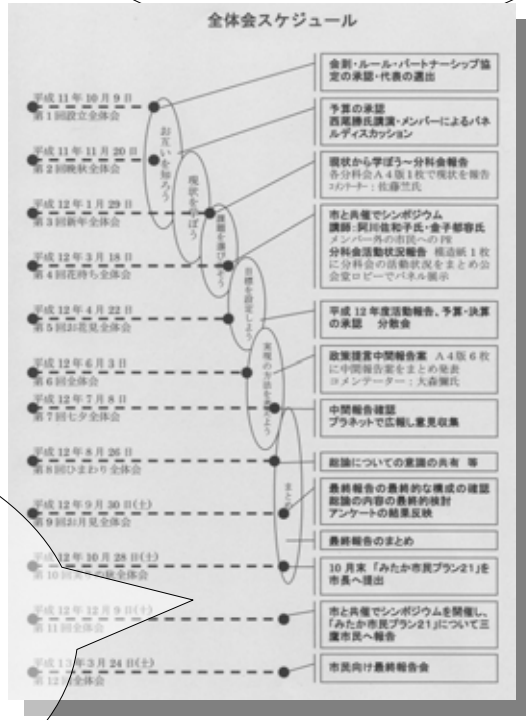
日付	内容	
H16.1.24	第1回定例会	玉井袈裟男氏講演・ワークショップの進め方の確認等
H16.2.21	第2回定例会	グループ分け、リーダー・サブリーダー・書記等決定
H16.3.13	第3回定例会	第2回の宿題に基づいて意見交換
	リーダー会	各グループ状況報告・意見交換
H16.3.27	まちグループ分科会	フリートーキングによる意見交換
H16.4.10	まちグループ分科会	フリートーキングによる意見交換
H16.4.17	第4回定例会	各グループでテーマ決め、意見交換
	リーダー会	各グループ状況報告・テーマの調整等
H16.5.15	第5回定例会	各グループで決定したテーマについて意見交換
	リーダー会	各グループ状況報告・テーマの調整等
H16.5.1	まちグループ分科会	現場を見よう！ グリーンロード
H16.5.29	まちグループ分科会	フリートーキングによる意見交換
H16.6.12	まちグループ分科会	現場を見よう！ 鷹の台駅周辺
H16.6.19	第6回定例会	各グループで決定したテーマについて意見交換・とりまとめ
	リーダー会	各グループ状況報告・とりまとめの調整等
H16.7.3	まちグループ分科会	フリートーキングによる意見交換
H16.7.10	リーダー会	提言書の方針決め
H16.7.17	第7回定例会	各グループで決定したテーマについて意見交換・とりまとめ
	リーダー会	各グループ状況報告・提言書の調整等
H16.7.31	まちグループ分科会	提言内容のまとめ
H16.8.7	リーダー会	提言書の調整
	自然グループ分科会	提言内容のまとめ
	ひとグループ分科会	提言内容のまとめ
H16.8.21	まちグループ分科会	提言内容のまとめ
	第8回定例会	提言内容のまとめ・調整
	リーダー会	提言書の調整
H16.8.22	リーダー会	提言書の調整
H16.9.4	まちグループ分科会	提言内容のまとめ・調整
H16.9.18	リーダー会	提言発表の事前打ち合わせ
	第9回定例会	各グループ提言発表
H16.9.24	リーダー会	提言書の最終確認

2 参考関連資料

三鷹市の「みたか市民プラン 21 会議」の例

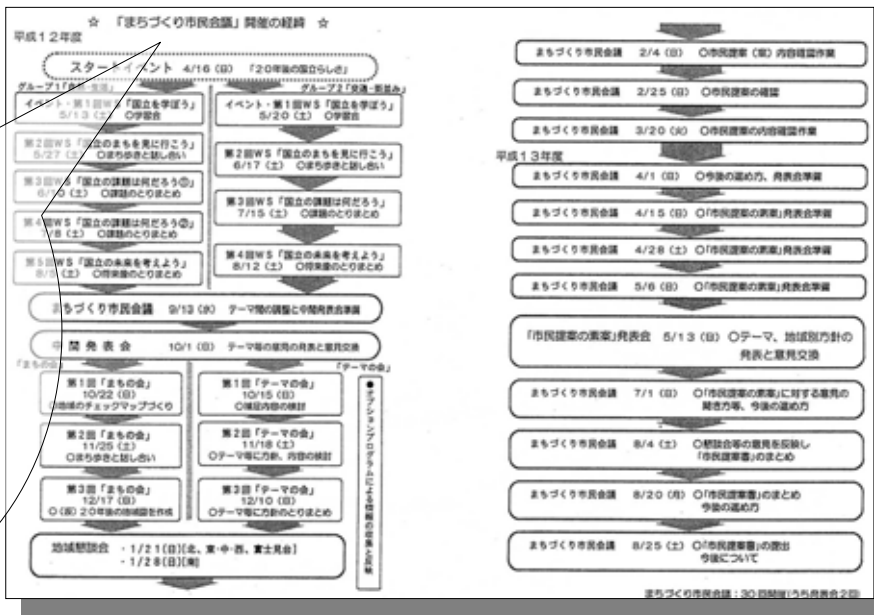


みたか市プラン 21 会議は、平成 10 年 12 月に準備委員会（58 人）が結成され、準備委員会が公募したメンバー（375 名）によって構成されている。代表者の 3 名と、10 分科会の座長、事務局長、コミュニケーション委員会等の代表により、運営委員会が設置されている。



第二庁舎内に 2 つの会議室と予算が与えられ、必要に応じて学識者を呼んでいる。さまざまな委員会は計 440 回ほど開催され、全体会は 12 回にも及んでいる。1 分科会平均 30 回開催されている。有償の常勤事務局員をおいている。

国立市の「まちづくり市民会議」の例



国立市まちづくり市民会議は、平成 12 年 4 月にスタートし、平成 13 年 8 月、1 年半後の提言書を提出している。まちづくり市民会議は 30 回開催され、うち発表会は 2 回行われている。講演と WS で 9 回行われている。

三鷹市の「環境配慮指針」の紹介

■三鷹市環境配慮指針

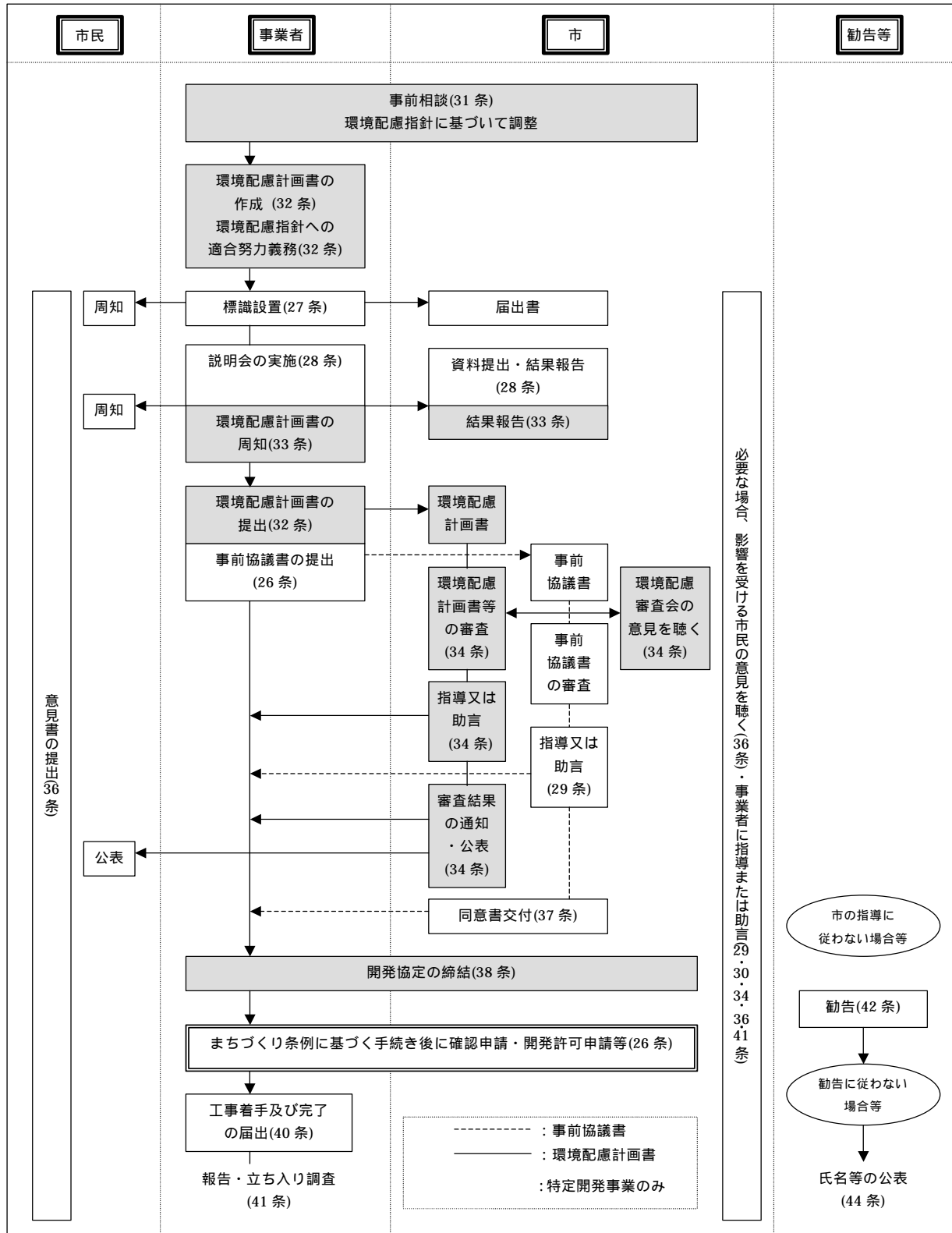
三鷹市は、「三鷹市まちづくり条例」において、まちづくりの基本理念を市、市民及び事業者が、相互の理解、信頼及び協力のもとに高環境及び高福祉の都市づくりをめざし、自然と人間の調和のとれた都市を協働で創造するものであることを定め、「緑と水の公園都市」づくりを進めています。

市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて、良好な環境は必要にして欠くことのできないものであり、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会システムを抜本的に見直し、循環型の社会を築いていくことが求められています。そこで、三鷹市は、市、市民及び事業者のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、恵み豊かな環境の保全、回復及び創出をしていくため、平成12年3月に「三鷹市環境基本条例」を制定するとともに、平成13年9月に「三鷹市まちづくり条例」を改正し、開発事業に係る環境配慮制度を創設しました。

改正されたまちづくり条例第25条の規定に基づき、開発事業者が事業活動を行うに当たり、環境保全等の対策を自ら積極的に講じるようにするため、**環境配慮指針**を次のように定めます。

- 1 開発事業者は、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境等について、別表に定める**環境配慮基準**に適合するよう、開発事業を計画しなければならない。
- 2 開発事業者は、開発事業を計画するにあたっては、土地が現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であり、地域の自然的、社会的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるべきものであることを十分認識しなければならない。
- 3 開発事業者は、三鷹市が進める「緑と水の公園都市」づくりの施策に協力するとともに、環境との調和及び環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創出を図らなければならない。
- 4 開発事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、その事業活動によって周辺地域の生活環境、自然環境等の良好な環境を損なわないよう、自らの責任と負担において、必要な措置を講じ、地域社会との協調に努めなければならない。
- 5 開発事業者は、震災等の災害から生命、身体及び財産の安全を守るため、十分な防災対策を講じるとともに、犯罪等を予防するための対策を図らなければならない。
- 6 開発事業者は、すべての人が建物及び都市施設を安全かつ円滑に利用できるようにするため、福祉のまちづくりを積極的に推進しなければならない。
- 7 開発事業者は、地域の歴史、風土及び文化に配慮した良好な都市景観の形成に努めなければならない。
- 8 開発事業者は、市及び市民に対して、開発事業の計画等に関する情報の提供及び説明などに努めなければならない。

まちづくり条例に基づく開発事業及び特定開発事業の申請手続き



3 まちづくりワークショップメンバー表（順不同）

リーダー、 サブリーダー、 書記

A ひとグループ

森 圭司	華表 越子	落合 朋子
紺野 文平	中村 貞子	三浦すみ子
山崎 保	中島 美和	

B 暮らしグループ

高岡 日出子	宇都宮 弘昌	楠脇 厚子
小今井 淡水	木賀 孝	高橋 敏夫
細谷 和丈	吉田 麗子	

C まちグループ

堀内 通成	今村 禮子	小嶋 節子
高木 幸男	富永 豊春	橋本 武司
長谷川 稔	姫路 久	古家 裕美
本間 廣志	吉井 亨	渡辺 進
原 躬千夫		

D 自然グループ

鶴 美千代	庄司 徳治	塚田 光雄
井 次吉	田邊 美知子	森山 佐知子
鷲田 勇		

以上

メンバー構成（応募時点）

【性別】

男性	28 名	女性	16 名
----	------	----	------

【年代】(不明 1 名)

20 歳代	1 名
30 歳代	5 名
40 歳代	4 名
50 歳代	5 名
60 歳代	15 名
70 歳代以上	13 名

【居住年数】(不明 17 名)

～ 5 年	4 名
6 ～ 10 年	2 名
10 ～ 20 年	2 名
20 年以上	19 名

最終ワークショップ時

ワークショップ 36 人からの一言

ひとグループ

小平市民になって 25 年余りになりますが、この間、勤め先と家との往復を繰り返すだけで市内のことや市政の動向はまったくと言っていいほど、全然知りませんでした。

定年で少々時間に余裕ができたので「まちづくり会議」に参加したのですが、小平市政や市内状況について多くのことを知ることが出来ました。

これからはこの経験を、一市民として小平市を良くすることに生かして行きたいと思
います。 (森 圭司)

同じ「小平」に住んでいても普段は会うこともなかった方たちと出会え、集まった
方たち 1 人 1 人のエネルギーを感じることができました。

「より良く生きたい！」という想いは誰しも同じ願いだと思いますが、それを実現に向
かわせるための「まちづくり＝理想のまち」について、「自分ができること」も含めて、
9 ヶ月間真剣に討議してきました。ご家族を介護している方、子育て真っ最中の方、全
て日常の暮らしの中から感じることを話し合いました。

もっともっと話し合いたいことがあったと思いますが、この「提言」が花開くことを
願って……。 (華表 越子)

参加の感想として、当会議は、1 部の方々の提案を除き、概ね近市での既存の「町づ
くり」の提案及び苦情と要求提言であったこと、そして 1 部の方の意見が長く、全員の
提案、意見を出す機会が少なかったことを残念に思います。何れにしても、市役所主催
で、このような会議を実施したことに対しては高く評価したいと思います。私たちの提言
は、単なる検討に留まらず実施してこそ意義があります。行政当局の対応を期待致しま
す。 (紺野 文平)

この会議へは、私達に続く若者や子ども達が「住んでよかった」と言える町にしてゆ
きたいと参加しました。

「市民の声が届かない市政」と以前からきかされてきましたが、今回その一端を知る
ことができました。

一番残念なことは気概と熱意をもって参加している「この会議」のメンバーの中に、
実際に行政に携わる職員の方がかかわっていないことです。市民の生の声をきく長期総
合計画を共に協働してつくりあげることにならないからです。

地方自治の原点にたちかえっていただき、主権者の 1 人として私もこの提言が真に生
かされるよう見守りたいと思います。 (中村 貞子)

ひとグループの皆さんに刺戟されて楽しい時間を過ごす事が出来ました。一つについて
話し合っても、どれも他の事と関連していると思いました。横の連絡が特に必要と
思いました。今後どのくらい「まちづくり」に活用されるか楽しみにし、見守って行こ
うと思います。 (三浦すみ子)

私は、知り合いの方からこの会議の話を知りまして、ぜひ参加させていただきたいと思いました。なぜなら、この小平市の子どもの育つ環境につきましては、以前より要望や意見がありまして、「こうしてほしいなあ、こうだったらいいのになあ」と思う部分を、このような場でいろいろな人たちと話すことができるのではないかと思います。

実際に会議の中では、子育て中の方はあまりいないようで、なかなか意見がスムーズにまとまらないこともありましたが、いろいろな世代の様々な環境の方たちと一緒に、小平市をより住みやすくしたいという思いで話をしている時間は、非常に楽しく貴重な体験をさせていただいたと思っております。

この提言が、どのように生かされるのはわかりませんが、市民の声をぜひ今後の市制に反映していただきたいと切に願っております。このような会議に参加できたことを大変感謝いたしております。ぜひ、次回は若い主婦の方や大学生の方なども参加しやすいものにしていただき、さらなる議論を充実させていただきたいと希望いたします。ありがとうございました。 (中島 美和)

くらしグループ

まちづくりワークショップの公募があったとき、定年後のこれからの居住地を快適に考え、応募しました。手さぐりの状態から熱が入り、夜中までのパソコン、参加者との討論、手弁当での作業。この提案が絵に描いたもちにならないよう、成り行きをしっかりと見守っていきます。 (高岡 日出子)

安全・安心なまちづくりは、市民が主体となって、自主防犯組織・自主防災組織等コミュニティの形成ができるよう、行政の機能を充実(窓口の一元化)して、市民とのコミュニケーションを図る、システムの構築が最大のポイントである。 (宇都宮 弘昌)

越して来てまだ3年半ですが...。「人に優しい=文化的」。住みよい文化都市小平の為に役立つと嬉しいです。 (楠脇 厚子)

これからのまちづくりは税収もままならず、市民の利便さの追及にもとづく開発はやめて、現状の自然を損なうことなく、現存の資産に付加価値をつけるなどの方法で市民の有能な人材を活用し、みんなで知恵を出し合って安心、安全、環境の保全に重点をおいた明るい健康なまちに!!まず「向こう三軒両隣」のお付き合いから。 (小今井 淡水)

緑豊かなながわがまち小平を、治安の良い災害に強い、安全な安心して住めるまちにするため、市民と市当局が一体となつての日々の努力を積み重ねる事が必要。 (木賀 孝)

「コンパクトで豊かな、水と緑のまちづくり」を、今後とも住民参加で推進されることを期待します。 (高橋 敏夫)

小平に住んで 25 年。まちづくりが視野に入って 6 年。ようやく見えてきた、その必要性和その実現の難しさ。
(細谷 和丈)

『小平を住み良いまちに』と熱い思いを抱いて参加された多くの方と、話し合いを重ね、提言を作ることが出来大変有意義でした。この提言が市の計画にもりこまれ、実施されるよう注目していきたいと思います。
(吉田 麗子)

まちグループ

わずか 9 ヶ月間ですが、個性豊かな皆様との出会いから学んだこと、この WS から学んだこと、全て私の貴重な財産になりました。ありがとうございました。そして、場所も与えられず、予算もなく、全て WS 任せの、協力体制にない市の姿勢こそが、そして、それを許している我々市民の態度こそが、問題の本質であることを強く自覚しなければならぬと思いました。
(堀内 通成)

約 9 ヶ月間、20 回を重ねた定例会、分科会に参加し、皆様と討論を重ね、大変、勉強させて頂きました。この間の議論を通じて、気がついたことは、この「市民提言書」の精神を生かし、「市民参加条例」「街作り条例」をできるだけ早く、実現して欲しいと思うことです。ちょっと、背伸びして苦しかったけど、終ってみると、楽しかったです。

みなさま、有難うございました。
(小嶋 節子)

地球環境をもっと自然に戻そう、地球温暖化が大問題だ、云々。

人に優しい社会の形成、その基礎である「わたしたちのためのまちづくり」は、地球に生かされている私たちに課された使命であり、私たちが自ら発案し知恵を出し、行政と一体となって政策しなければ何も解決はしない。
(高木 幸男)

小平市に在住して 20 年余たち、小平市の事を何も知らないうちに老後を迎えてしまった。地元の事を知り、交流を深め、何か役に立てればと町づくり会議に応募しました。

参加者(特にまちグループ)の非常に熱心な討議、専門知識の披露等による会議進行、前向きな意見を聞き、私自身の勉強にもなりました。

リーダーがよく提言書を纏めてくれたと思います。

行政側も提言書を熟読し、住民の声として重く受け入れ、行政に反映して頂きたい。又、市側の実行を我々住民は見届けて行きたい。
(富永 豊春)

年初来、長いようで短かったまちづくり WS、皆様本当にご苦労様でした。

福島から上京以来数十年あちこち転居しましたが、60 代を迎え SOHO ワーカーとして小平に移り住み地元の方とふれあいが増えて、初めて地元で根を生やしました。

WS への参加を通じ、小平市は良いところもあるが、課題も沢山あることも痛感させられました。

WS のみなさん、今後ともこれをご縁に魅力あるまちづくりに力を合わせましょう。

小平良いとこ一度はおいで、といえるように。

堀内さん達、リーダーの皆様もご苦労様でした。

(橋本 武司)

ものの見方や評価は、時代環境の変化で変わる。「まち」も同様に、ここで見直し、検討・評価をし直した「ワークショップ」の意義は大きい。これらの意見を十分生かし、特に地域資源の中の「人」の活用と、「まち」の機能性を高めることを、「21世紀の課題に対応」した「まちづくり長期政策」に取り入れ、この提言が、新しいコミュニティ社会のベースになることを期待しています。

(長谷川 稔)

この9か月間、貴重な経験をさせてもらえた。最初は「市のアリバイづくりでは」と、あまり期待をもたないまま「日ごろ感じている市政への不満をぶつけられれば」との軽い気持ちで応募したが、討議に参加してみてその考えは大きく変わった。

各委員の熱心な議論、苦労を重ねながらの周辺自治体や市内の現地調査、豊富な知識を駆使しての提言は、“住みよい小平・わがまち小平”への情熱を強く感じさせてくれたのである。提言書の一行一行、一ページページにそれがにじみ出ている。(姫路 久)

『小平市って、つまらないまち』と思って過ごすより、どうしたら『ワクワクするまち』になるかを考えたほうがずっと楽しい。そんな思いで参加したワークショップ。私がこだいら市民としてできることの第一歩。これからも二歩そして三歩、こだいら市と共に『ワクワクするまち』に向かって歩んでいきたい。

最後に、このワークショップに参加できたこと、メンバーのみなさま、インテージさん、職員のみなさま、ありがとうございました。

(古家 裕美)

沖電気研修所とグラウンドの閉鎖により、静かな環境は一変し騒音のるつぼと化した。市役所に相談に行っても業者に味方して、都と市で管轄を押しつけ合い埒はあかない。

学園西でも住民の日照権を無視した巨大マンションの建設は進行中。至急、自然を守る又住民の住み良い乱開発を防ぐ小平市条例を作らねば、小平市は外部からやってくる建築業者の\$箱として狙い打ちされること間違いない。

都市計画は、三内丸山の如きすばらしい縄文文化を見習い、自然と共存して生きれるように言語体系ともども見直されなければならない。

(本間 廣志)

2001年夏から小平市民。平日のほとんどを市外で過ごし家には寝に帰るだけ。休日にも近所の散歩を除けば、よく行く店は国分寺や吉祥寺だ。多摩地区の総人口は横浜市に匹敵。吉祥寺を横浜、国分寺を戸塚駅に重ねると、最寄り駅が「鷹の台」の私は「大むさしの市小平区民」。提言づくりは、私の生活域を逆に超えた市域を考える貴重な機会になった。生活域と市区域のずれは珍しくない。提言が、国分寺や小金井、武蔵野市民らと共に地域全体を考える試みに広がってほしい。

(吉井 亨)

小平市の健康な発展を願う市民の一人として、また環境問題や自転車問題の市民運動にかかわっている者として、第三次長期総合計画づくりに少しでも貢献したいとの思い

でこの WS に参加しました。小平市内にはまちづくりにかかわる市民運動がいろいろあって、それぞれの成果をあげています。これらの貴重な成果を十分に活用できないまま作業が終わってしまったことが残念です。 (渡辺 進)

いろいろディスカッションや提言まとめをして勉強になりました。しかし、提言書を纏めてこれでお仕舞とかあとは市にお願いでは何にもなりません。まとめたことをこれからどうやって自分の手で実行していくかが参加者全員に問われていると思います。そういう意味でこれからは本番だと気を引き締めています。 (原 躬千夫)

自然グループ

転居してきて、八年たっても地理的につかめず、今回まちづくりに参加して、自転車で市内を走り廻り、何かとわかり始めました。メンバーの中には、30年も前から活動している方もいて、学ばせていただいた事も多く、宝となりました。私達市民の願いが一つでも多く、市政に反映し住みよい町に変わっていくことを願って今後出来ることには参加もし、見守って行かねばと思います。又、資料を提供して頂いた近隣の市職員の方の親切な説明に感謝致します。 (鶴 美千代)

市が市民に呼びかけたワークショップは環境保全課が事務局のエコダイラネットワーク(市民版環境指針づくりとまちづくり 平成 15 年 8 月スタート メンバー約 50 名)と今回企画財政部事務局のまちづくり会議(平成 16 年 1 月スタート メンバー 44 名)は、ほぼ併行して開催された為、市民側のパワーが分散してしまったのは残念である。これからのまちづくりは市民のパワーを結集し「市民と行政」が一体となった協働で行わなければ成功しないと思う。 (塚田 光雄)

まちづくり会議に市民として手を挙げたもののあまり参加出来ず申し訳なく思っている。多くの市民が参加して、まちづくり条例をつくり、心地よい生活が出来るまちにしたいものです。 (井 次吉)

30年何気なく見ていた野火止用水。魚、鳥、虫が棲みサラサラと流れる。しかし虫取りや魚を捕まえる子どもの姿が見えない、なにか変だ。ワークショップをきっかけに顕微鏡で用水の水を見た時の驚き、この水はきれいだが、傷から細菌が入ることがある、多摩川の原水ならば遊べると聞いた時の落胆。さて、川の水を増やそう、これは都市問題でもある。魚と語りながら用水に関わっていこうと思う。 (田邊 美知子)

短期間でしたが貴重な経験でした。小平市をいいまちにしようと熱心にボランティア活動をしている人たちが大勢いらっしゃることを知りました。こうした活動が生かされ・生かす市政を求めます。 (鷲田 勇)

こ だ い ら

市 民 提 言 書

- 理想のまちをみつけない -

平成 16 年 9 月
ワークショップ「小平市まちづくり会議」

事務局 小平市 企画財政部 計画調整
〒187-8701 小平市小川町 2 丁目 1333 番地
電話 042 - 3 41 - 1211 (代表)
